

第百二回 参議院 法務委員会 會議録 第十三号

昭和六十年五月二十八日(火曜日)
午前十時開会

常任委員会専門 奥村 俊光君

委員の異動

五月二十四日 石井 道子君 補欠選任

五月二十七日 小野 明君 補欠選任

宮本 顯治君 補欠選任

近藤 忠孝君

出席者は左のとおり。

委員長 大川 清幸君

理事 海江田 鶴造君

委員 小島 静馬君

飯田 忠雄君

土屋 義彦君

名尾 良孝君

秦野 章君

小山 一平君

近藤 忠孝君

橋本 敦君

柳澤 鍊造君

國務大臣

法務大臣

政府委員

事務局側

嶋崎 均君

岡村 泰孝君

批田田 榮助君

事務局側

本日の會議に付した案件
○司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)

○委員長(大川清幸君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る五月二十四日、小野明君及び石井道子君が委員を辞任され、その補欠として小山一平君及び石本茂君が選任されました。

また、昨二十七日、宮本顯治君が委員を辞任され、その補欠として近藤忠孝君が選任されました。

○委員長(大川清幸君) 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明につきましては、去る五月二十一日の委員会においてこれを聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○寺田熊雄君 まず、現在の司法書士及び土地家屋調査士の数ですが、これはどのぐらいいるか、ちよっとお聞きしたいんです。衆議院でこれ数は出ておりますが、一応参議院でも會議録に載せた

○政府委員(批田田榮助君) 昭和五十九年十二月末日現在でございますけれども、司法書士の総数が一万五千七百八十人、それからその中で司法書士の会に入っております者が一万五千四百三十三名

でございます。土地家屋調査士の方は総数が一万九千三百五人で、そのうち入会をいたしております者が一万八千二百八人でございます。

○寺田熊雄君 弁護士の場合でもこれは国際のいろいろな比較をされておるわけでありまして、結局司法書士に対する国民的な需要というものがどのぐらいあるのか、それから土地家屋調査士に對しても国民的な需要が一体どれぐらいあるのか。それがその今の数字が需要を満たすに足るものかどうか。もし需要を満たし切れないものであるならば、それをどういうふうに処置していくかというふうな問題があるわけですね。

まず全体の登記申請件数といいますが、これは公共福祉も含めて、これがどのぐらいあるのか。司法書士と土地家屋調査士の二つに分けて御説明いただければ幸いです。

○政府委員(批田田榮助君) 登記の総件数は大体ここ二、三年横ばいでございまして、二千二百万から二千三百万件という数字になっております。そのうち司法書士が取り扱っております事件、調査士が取り扱っております事件というのが、必ずしも正確な数字ではございませんけれども、大体申し上げますと、司法書士が四五・三%取り扱っております、調査士が一・七%という事件を取り扱っておりますということになっております。

○寺田熊雄君 今の十一・何というの、だれが扱っているとおっしゃったのですか。

○政府委員(批田田榮助君) 土地家屋調査士が総件数のうちの十一・七%でございます。

○寺田熊雄君 そうしますと、かなりな数が司法書士以外の者が扱っておりますことになりましてね。これは申請者本人が取り扱っているという意味でしょうか。

○政府委員(批田田榮助君) ただいま申しました数字から申しますと、司法書士、調査士が関与しない事件数というのが四二・三%あるということになります。その中の大半のものはいわゆる公共福祉事件というふうにならざるものでございまして、官公署が官公署の名前で嘱託をするという事件、そのほかに本人が自分で申請をするという事件もあるわけでございますが、本人が何%かというのとは統計上出てまいりません。で、ちよっとはつきりしたことは申し上げられませんが、若干のものが一般の私人が本人申請で出しているというところは間違いないところだと思ひます。

○寺田熊雄君 司法書士と比較しますと、土地家屋調査士の扱う事件というのは全体の数の極めてわずかなものだということになりますね。これはやはり今局長の御説明にありましたように、官庁が独自でやるというのが大部分だということに受け取ることができませんか。

○政府委員(批田田榮助君) 土地家屋調査士が扱います事件は、登記事件の中のいわゆる表示に関する登記を対象にいたすわけでございまして。表示に関する登記が、先ほど申し上げました総件数の二千二、三百万件のうち八百万件程度でございます。その八百万件に對しましては調査士が扱う事件数というのは三分の一弱の割合になるわけでございまして。その残りの三分の二は、これは比較的本人申請というものは少のうございまして、おおむね公共事業に伴う嘱託事件というふうに考えてもいいのではないかとと思ひております。

○寺田熊雄君 なるほど。私ちよっと誤解しておりました。これは二千二百万から二千三百万というのとは土地家屋調査士の扱う表示登記も含めてですね。なるほど。

それで、今司法書士法の改正の目玉である民法三十四条の法人を設立するという問題と関連をしてくるわけですが、事ほどさように官公署の扱

う公共嘱託登記の数が多い。それがしばしば手続になれないものである。法務局と本人との間を書類が往復するという説明が衆議院でもされておるようでありすけれども、そうすると、もしこれが官公署の手を離れて司法書士に全部ゆだねられるということになりますと、とても現在の司法書士の人数ではその仕事を賄い切れないということになるんじゃないか。その点いかがでしょう。

○政府委員(批田田義助君) これは予測の問題でございすけれども、もし現在、官公署が嘱託としております事件を一挙に全部司法書士、調査士の方に嘱託をするということになりますと、これは地域的にはちょっと人数が足りないという地域が出てくるかもしれないけれども、それほど一通に全部の事件が司法書士、調査士の方に行くということにはならないだろうと思ひますので、両連合会の方とも話しておりますけれども、急激に、何といひますか、担い手の方の司法書士、調査士の方がむしろ担い切れないというふうな状況には直にはならないだろうというふうに考へております。

○寺田熊雄君 将来もなかなかそうはならないといひますと、現在では大体法務局の扱ひ登記に関する件数と司法書士、土地家屋調査士の人員とは、需要と供給がほぼ見合つてゐるというふうに把握しておられるわけですか。その点いかがでしょう。

○政府委員(批田田義助君) これも地域によりまして若干の違いはあるかと思ひますけれども、全体的に申し上げますと、現在の登記需要に対して司法書士、調査士の数は見合つてゐる、あるいは少しまだ司法書士、調査士の方に余力があるといひましようか、そういう状況だろうと思ひます。

○寺田熊雄君 土地家屋調査士法も大体同じ条文になつておるようであります。司法書士法の三条一号によりまして、司法書士の資格の取得は試験による者と、それから法務局その他のOBです

か、そういう者で法務大臣が認定した者、この二つの資格取得の手続があるようでありすが、一号による試験による合格者、それから二号による認定資格取得者、これは一体どのぐらいの数になつておりますか。これは四十六年に改正されておりますので、その改正の前も含めて説明をしていただきたいと思います。

○政府委員(批田田義助君) 司法書士法が改正されて三十三年でございすが、それ以降の状況で申します、試験合格者が大体三百七十名から八十名でございす。一方、二号の方、私も特認と言つておりますけれども、その二号の資格認定者が二百人から二百三、四十名という数字になつております。大体の比率が六対四ぐらいになるうかと思ひます。

その国家試験制度が入ります前は、これは全部認可によつてなされておるものでございまして、厳密的には国家試験という問題にはなりませんけれども、官に就いた者とそうでない者との比率も、大体官に就いた者が三割近くで、当時試験という形で来た方が七割というふうな数字になつておつたと思ひます。

○寺田熊雄君 第三条の二号による者について、試験を受けて資格を得た者からかなり批判なり抵抗があるように私どもとしては把握しておるんですが、しかし、それは法務当局の強腕によるのか、一応無事におさまつて、そういう比率になつておるわけでありす。これは法務局のOBが大部分なんではないか。私も知つてゐる裁判所の諸君であるとか、あるいは検察庁の事務局長であるとか、そういう諸君が資格を得ようとしてなかなかどうも資格を得られないやうであります。大部分はやっぱり法務局のOBなんではないか。それが大体希望すれば通つておるのが大部分なんではないか。

○政府委員(批田田義助君) この三条二号の規定によりまして資格を取得する者の大ざっぱに申しまして八〇%ぐらいは法務局の出身者だといふこ

とが言えようと思ひます。それ以外が裁判所、検察庁その他ということになるうかと思ひますが、法務局の場合でも希望者が全部資格が認められるわけではございせん。かなりの内部的な基準と申しましようか、考え方をもちまして、少なくとも二十年以上は登記事務を中心とした仕事についていなければいけないとか、相当な年齢に達していなければいけないとかという一般のもののほかに、力量的にも十分だといふ認定をする、そのために内部的に試験をいたしまして、その受けた者にこの資格を付与するといふやり方をとつております。裁判所、検察庁等から希望の方も、これは司法書士の業務は御承知のとおり大半は登記の事件でございすので、登記の關係についてふなれた方が多いわけではございす。そういう意味で、ちよつとすぐに開業して司法書士をやるとしても自信がないといふことで、法務局に比べますと希望者が少のうございす。

そして、その資格の認定の申し出がありました場合に、登記の關係についてかなりの内容の試験をいたしております。登記ばかりじゃございせんけれども、登記を中心とした試験をいたしております。それがやはり裁判所、検察庁の方にとつてみれば若干苦手だといふうなことがありまして、法務局のOBに比べればこの資格が認められる人の割合が少ないといふ結果になつておる次第でございす。

○寺田熊雄君 今局長から試験のお話が出ましたね。それで、私もしばしば司法書士の諸君から要望を受けるのは、この司法書士の試験に学科として憲法を必須科目にしてもらえないだろうかといふ要請を受けるわけでありす。これは必須科目になつていない理由は、司法書士の業務に憲法が必ずしも必要とは言えないのじゃないかといふ法務当局のお考えがあるのじゃないか、こう思ふんであります。一方、司法書士の方では、司法書士の法律素養といひますか、それを大切に考へて、法律素養があれば自然と尊敬も受けるし地位も上がる、したがつて、まず基本法である憲

法については一応司法書士はこれを会得しておるべきであるといふうな考え方があつたんじゃないか、こう私は推測しておるんだけれども、これは法務省としてはどういふふうにお考えですか。

○政府委員(批田田義助君) 試験科目に憲法を入れるかどうかという点につきましては、ただいま寺田委員おっしゃいましたように、司法書士会の中の一部分の方は、ただいまの御指摘のようなそういう声がございす。私もひとつ、それはもちろん憲法について十分な知識を持つておられるといふことは、これはむしろ望ましいことではあると思ひますけれども、国家試験でやります場合には、司法書士が扱つております仕事自体でもかなりの範圍の仕事がございす。それに伴う關係法規というものは多うございまして、そういう科目について試験を現在実施いたしておるわけではございすが、そのほかに憲法といふものを加えますと、かなり受験者の方の負担が重くなるだろうといふ考へ方がございす。そこへもつてまいりまして、憲法という科目自体が司法書士の業務に直接にどういふふうなものはございせん。まさに非常に実務的な法律実務を処理するといふのが仕事でございすので、むしろ試験科目とすればそういう実務に直結するような科目について十分な試験をしてみたい、それ以上いろいろ多くの科目をするといふのはかえつて受験者の負担になるだろうといふふうな全体的な判断から憲法については入れないといふ扱いにいたしておるわけではございす。

○寺田熊雄君 今の局長の言われる点は私もよくわかるんですね。確かに司法書士の実務の上では余り憲法は必要ないだろうといふことは理解できるんだけれども、ただ、やっぱり局長がそういうふうな考えられるのには、司法書士は登記の仕事を取り扱ひいわば職人である、職人に憲法なんか要するといふうな、多少軽く見る心理が動いてはいないか。そうでないと、甚だ失礼であるけれども、そういうふうな見方もできないではない。

というのは、やっぱりこの法全体を弁護士法などと比較してみると、その間の自主性その他に非常な開きがありますから、そういうふうな見方もできないではない。

それから、局長の言われた受験者の勉強の負担を軽くしてやろうという思いやりもわからぬではないんだけれども、しかし法律の世界に足を踏み入れた以上は、国家の基本法である憲法についての理解というものは、これは一応何人もやっぱり持っているべきものであると私は考えるわけですね。これは局長にもお考えをいただかなければいけないけれども、やはり法務大臣におかれてもこれについては一応お考えをいただくべき案件かもしれないですね。私そう思います、大臣いかがでしょうか。どうお考えになりますか。

○国務大臣(鳩山) ただいま民事局長から御説明があったように、司法書士あるいは土地家屋調査士の皆さんの仕事の立て方というところから考えまして、この部面につきましては、とりわけある程度官庁その他の社会的な経験というものが積んでおられる方についてのことでございます。そういう意味でそういう憲法の考え方なり基本なりというふうなことにについては、おおよそ了解をいただいておりますものであるというふうに我々は考えておるわけでございます。そういう上に試験の科目というものをいろいろ考えてみますと、話が脱線ぎみになるのかもしれませんが、第一次の共通試験をやっても試験科目が多いのでそちらを回避しようというふうな気持ちも世の中に出るわけでございます。やっぱり受験をされる人の状態というものをよく考えて、選択をして今日に及んでおられるのだからというふうに思っておるわけでございます。御指摘の第一番目に、これを軽視しているからこれは省いてもいいというふうな感覚で事柄を処理してきておるわけではないと私は思っております。そういう御意見があることはかねて私も聞いておりますけれども、さて実際の問題として今後ともそれを取り入れるかどうかというについては、相当気持ちの

上では疑問に思っておるというのが実態でございます。

○寺田熊雄君 大臣が司法書士の場合憲法程度はもう理解しておられるだろう、あえて試験の必要はないだろうというふうに思われておるとしますと、司法書士を比較的高く評価しておるといふふうには考えられないでもないわけ、それなりの理由はありますけれども、ただ、一応法律を修めようとする者は憲法ぐらいは勉強をしてもその負担にはなりません。余り深く立ち入った理論について試験をするというのではなくして、憲法の基本原則である平和主義であるとか、基本的人権の尊重であるとか、あるいは民主主義であるとか、そういう憲法の最も基本的な事項について試験問題を選択すれば、それはそう受験生にとって負担にはならない。司法書士の皆さん、比較的法律的な問題について関心を持ち勉強もしておられますので、私は憲法を試験科目にしたからといって特段に受験生の負担になるとか、何かの不都合が生ずるとかというのにはちょっと考えにくいのではないかと。そうすると、会員なり会の切なる要望といえますか、それにやや耳を傾けてやってもいいのではないかと考えるんですね。もう一度、余りかたくなにならずに再考願いたいと思うんですが、これはどうですか、局長。

○政府委員(批判田榮助君) 憲法の問題に限りませず、司法書士の試験をする場合に、私どもは将来といえますか、これからの司法書士制度を担っていく人たをどういうふうにして選抜をしていくのが適当かという観点から問題を考えております。そういう意味で、科目もどうするか、あるいは出題の仕方をどうするか、もともと知識を試そうとするのか、あるいは能力とか素質を試そうとするのかというふうな観点からもしよっちゅう検討を加えております。そういう意味で、先生のおっしゃった点も私も決して間違いないと申しておるわけではございませんので、そういう面も常に念頭に置きながら将来の試験制度全体のあり方をどうするかという中で検討をさせていただきたいと思ひます。

○寺田熊雄君 司法書士法には土地家屋調査士法十条のような規定は見受けられないわけ、これは私どもにもやはり共通する問題であります。これは担当の参事官に求めてもらひまして説明をしてもらひますと、司法書士法施行規則ですか、この中にはあるのだということでありまして、なるほどその二十六条を見ても「司法書士は、連合会の定める様式により事件簿を調製しなければならぬ。事件簿は、その閉鎖後五年間保存しなければならない。」という規定が確かにあるのですが、土地家屋調査士法に規定を置いて、司法書士法に規定を置かなかつたのは何か特段の事情があるのでしょうか。

○政府委員(批判田榮助君) この司法書士法と調査士法はほぼ同じころにできた法律でございますけれども、両方とも議員立法でございます。したがって政府提案のように両方完全に合せて出すというふうなことがされなかつた、その結果、片方の方では法律の中に書こう、片方の方では法律に書くまでのこともないの一般的な省令委任の条項で賄えるというふうな考え方で、そこら辺が統一されなかつたのではないかとこのように考へております。しかしながら、この調査士法の十条の規定のようなものはこれは当然要るわけでございます。ただ、法律で書くほどのことであるかどうかという点についてはちょっと問題かと思ひますが、したがひまして、調査士法の十条に基づいてできました規則の条文は、同じようなものがたまたま寺田委員御指摘のように司法書士法の方にも置かれておるといふことで実質的にはそえておるわけでございますが、いささつとしては特に調査士法からこういうのを法律の条文として掲げなければいけないという特段の事由があるかどうかについて私はちょっと説明すべき根拠は持ち合わせておりません。

○寺田熊雄君 ひとつ司法書士の自主性を高めるという問題でいつも話題に上るのは懲戒権をだれが持つかという問題であります。司法書士法の十

二条にこの懲戒の規定があります。これは法務局または地方法務局長が司法書士に対して懲戒をする。これはまず警告、二年以内の業務の停止、登録の取り消し。この登録の取り消しの問題で今度改正がなされておるようでありまして、一体この懲戒規定によつて懲戒を受けた者というのはどのぐらいあるんだらうかという疑問が起るわけでありまして、最近十年間の懲戒を受けた者の数、これを司法書士と土地家屋調査士とに分けてちょっと御説明いただけますか。

○政府委員(批判田榮助君) 最近の数字しか持ち合わせておりませんが、この懲戒処分につきましては、警告、業務停止、登録の取り消しという三種類があるわけでございますが、昭和五十九年におきましてはこの三つを合せて司法書士が八名、それから調査士が七名でございます。大体各年その程度でございます。十名前後ぐらいの者がこの懲戒処分を受けておるといふ数字になっております。

○寺田熊雄君 じゃ、最も重き登録の取り消しの数はどんなものでしょう。

○政府委員(批判田榮助君) 懲戒処分として登録の取り消しを受けたものが、司法書士につきましては昭和五十七年に二名、それから五十八年に二名、五十九年に二名でございます。調査士の方は五十八年に一名、五十九年に二名ということになっておりますが、このうち五十八年と五十九年につきましては司法書士と調査士の両方の業務をしております者が両方の資格について懲戒により取り消しを受けておるといふことでございますので、実人員はこれよりも二名少ないということでございます。

○寺田熊雄君 「司法書士は、その業務の範囲を越えて他人間の訴訟その他の事件に参与してはならない。」という第十條の規定があります。これは二十二條で違反者には罰則の規定があり、かなり厳しい戒律の一つであるようでありまして、これはどの程度守られているのか、また違反者はどの程度あるのか。しばしばこの問題について批判

を受ける司法書士もあり、その半面、弁護士のいない田舎では司法書士がかなり国民の法律的なトラブルについて相談相手になる、あるいは時には調停者の役割さえも担うという様なこともあり、それ相応のやりとりによる理由がないではないわけ、あるいはその任務を公認したかどうかという様な議論も時にはないわけではないのでありますが、まずこの十条の規定というものがどの程度守られ、どの程度破られ、そしてその結果がどうなのかというのを把握しておられれば御説明いただきたい。

○政府委員(批判田助君) 十条違反の点につきましては、懲戒事実として挙がってきておりますのはここ最近でございます。かつてこれがむしろ刑事罰として刑事訴訟の中で司法書士の職務範囲を越えているものであるかどうかという様なことで議論になった裁判例というものはあるようでございますけれども、最近懲戒事実としては、先ほど申しましたように私どもは把握いたしておりません。

現実問題といたしますと、ただいま寺田委員御指摘のように、司法書士の業務に絡みまわっている事件の相談にあずかったり、またそれに対して忠告をするといふか助言をするといふかという様なことが実際には行われているのではなからうかと想像いたしております。これにつきまして、どこがいわば警戒線になるか、要するにその線引きの問題については、實際上非常に難しい問題があると思ひます。理論的な問題と、それから弁護士の実際の地域的な配置の問題というところから、弁護士会の方でも余りきくしやくしたことを言ったのでは国民全体が困ることになりはしないかというふうな点も考へてある向きもあるようでございますので、そういう点で具体的に非常に難しい問題があると思ひますが、事実上、事件といひますか、問題になったケースとして私どもの方の耳にまで聞えてくるということは最近はないように思ひております。

件、例えば県会議員であるとか市会議員であるとかいう者が深入りした事件、あるいは司法書士がある程度タッチして、それから弁護士のところへ持ってきた事件、どうもこれはストレートに私どものところへ持ってきた事件を処理するよりは厄介な結果になるという、そういう経験がかなりあるんですね。だから条文の解釈の程度やさしいこととあれば、どんな弁護士のいないところでは司法書士の皆さんがやっていると差し支えないのじゃないか。しかし、それが法律的なかなり難しい判断を必要とする、それがかなりの経験も必要とする、そして右すべきか左すべきかかなり練達の弁護士でも迷うようなことに司法書士が余り深入りしているのはいじつに、その後で持ってきた場合には非常にやりにくくなるという経験があるわけでありまして。だから、確かに局長の言われるように、その線をどこで引くかということはかなり難しい問題で、法律的常識なり条文の解釈程度で賄えるものであれば、それは弁護士のいないところでは大いにやっていた方がいいのだから、しかしそこは限界を踏み外さないでほしいということをお私どもは自分の経験から考へるわけでありまして。

そうすると、民事局長も、この十条でどの程度司法書士が国民の法律的なトラブルなり相談にあずかってそれなりの処理をするといふこと、その限界というものは極めて難しい、一概には言えませんが、この十条に帰着するわけでしょうか。

○政府委員(批判田助君) おっしゃるとおりケース・バイ・ケースの問題だと思ひます。それは扱います事件も考慮のうちに入れなければならぬとせんでしよ、それからその地域においてどのような弁護士の配置状況になっているかという様なことも問題になるかと思ひますが、何と申しましよ、司法書士のところへ一応登記等を中心とした事件についての相談に来て、それについて法律的な見解を述べたりするといふところは、これは司法書士がやっていいことだろうと思ひます。

この関与するといふ関係につきましては、むしろ依頼者と依頼者の関係よりも、争いの相手方のところへいざね依頼者の代理人の様な形で交渉するとか、それから片方を呼び出してそこであつせん、仲介みたいなことをやるか、そういうような紛争の相手方と接触をやるか、そういうような形になったときには、これはこの十条の問題になるかと思ひますが、ただ非常に問題を抱えて困つておられる方について、登記の問題であるとか、あるいは訴訟を起す場合の手続の問題とか、そういう関係について相談を受けて、それに対して助言をするといふ限りにおいてはこの十条の違反にはならない、そういうふうなことはいいかといふ方には一応の考え方は持っております。

○寺田熊雄君 今局長の御説明の中に相手方を呼ぶ手続という問題がありましたね。これは登記の申請手続をする場合に登記の前提となる私権の設定なり譲渡なり、そういう問題の権利関係に関する証書といふものが当然前提になりますね。その実体的な権利関係についての証書の作成、これは司法書士の業務に入るんでしよ、ね。というものは、行政書士会の方から、そういう権利関係に関する設定であるとか変更であるとかいふ、そういう証書をつくることはおれの職分である、だから司法書士にそういう職務を与えるといふのは適当ではないかという陳情を受けたことがある。その点は局長どういふようにお考えになりますか。

○政府委員(批判田助君) 登記のもとになりますいわば登記原因としての物権変動に絡む契約書をつくるというところ自体は、これはむしろ行政書士といふのは私ちよと今まで聞いたことなかたのでございませうけれども、弁護士のやるべき仕事ではないかといふようなことから、そこまでやるのはどうかといふふうな意見は聞いたことがございませう。

現在司法書士が取り扱っておりますのは登記をいたします場合の登記原因証書、これは将来登記済証になるものでございませうけれども、その原因証書を登記の添付書類としてつくっていくといふような形での書類作成は、これは登記申請に付随する業務であるといふことで、これは余り問題視されたことはないと思ひますけれども、そういうことを離れて、まさにこれから新しい法律関係に入らうとする当事者の中に立つて、そして契約条項を整理をして契約書それ自体をつくるというところになりますと、これはほかの業法から少しクレームが出てくる可能性がある分野ではないかと思ひます。

○寺田熊雄君 実際問題としては司法書士のところ契約の当事者が集まって、局長の言われる原因証書ですか、権利関係等の設定、変更等に関する申請書をつくるというのが極めて一般的な登記申請に伴う手続のようですね。しかしそれは当然差し支えないんでしよ、ね。つまり相手方も呼ぶ、自己の依頼者も呼ぶ、そこで既に合意のできておる法律関係について証書をつくつてそして登記申請をする。これは差し支えないんでしよ、ね。

○政府委員(批判田助君) ただいま御指摘のように、もう既に話ができておるもの、実体的には契約が成立しているものを登記原因証書として、それを紙の上にあらわしていくといふことでございませう、これは十条の問題にはならないのではないかと思ひます。

○寺田熊雄君 そうすると、限界は既に当事者間に話し合ひがついていられるかどうかという問題なんです。それをついていないのに両方当事者を呼び出して、あつせんして話し合ひをつける、つけさせるというところになると、一歩踏み出したことになる、こういう趣旨でしよ、あなたのおっしゃるの。

○政府委員(批判田助君) 大ざっぱに申しますと、要するに両当事者に接触をして、そして新たな法律関係をつくっていくといふような形で関与することがこの十条で禁止しているところの原則的な事柄だろうと思ひます。

○寺田熊雄君 それではその程度にいたしまして、今回、法第十二条、土地家屋調査士法の十三

条の登録の取り消しを業務の禁止に改めた理由、これを一応まず説明していただきますか。

○政府委員(批杷田榮助君) 現行法では懲戒処分の一審重いのが登録の取り消しでございます。この登録の取り消しと申しますのは形をあらわしているものでございまして、法務局長または地方法務局長のところでございまして登録を消してしまえば、そこで司法書士でなくなるということになるわけでございまして。それは要するに司法書士の仕事をしないといけない、させないという、そういう意味内容を持つ、そういう懲戒処分でございます。

ところが、今度登録の移譲が行われてまして、連合会の方で登録事務を行うということになります。懲戒権は法務局長、地方法務局長が現行法どおりその行使をするということになりますと、法務局長、地方法務局長の懲戒処分の一審重いの登録の取り消しに当たるものを自分のところで登録を持っておるわけではございませんので、登録を取り消しという形でやるということが不可能になります。そこで実質的な意味をとらえて、その業務の禁止という、そういう今一番重い、要するに司法書士あるいは調査士の仕事をしないといけないということを、そういう形の懲戒処分にいたしました。それに今度は付随をして、そういう懲戒処分があった場合には連合会の方で登録を取り消していくという二段構えにするという、そういう形にいたしましたわけではございません。これは実質的に懲戒処分の内容を変えたものではございませんで、登録移譲によって法務局長、地方法務局長が登録事務を行っていないということから生じた改正事項というふうになると思います。

○寺田熊雄君 これは地方法務局長なり法務局長の行方処分ということになっておりますので、当然行政不服審査法に基づく法務大臣に対する審査請求というのは許されるということなんですよ。

○政府委員(批杷田榮助君) これは現行法と全く同じでございます、法務局長、地方法務局長に

対するその懲戒処分につきましては行政不服審査法による不服審査の申し立てが当然できることになりまして。

○寺田熊雄君 そうして、法務大臣がもしも法務局長なり地方法務局長のなしたる業務の禁止の処分を取り消したとしますね。それで既になされた連合会の登録の取り消し処分は同時並行的に撤回されるわけですか。

○政府委員(批杷田榮助君) これはまず先に業務の禁止の処分を法務局段階でいたしますと、それが連合会の方に通知が行きまして登録を消されることになりまして、その後法務大臣等上級官庁のところでその懲戒処分が取り消されるということになりますと、登録の取り消し処分の根拠を失うことになりまして、それをまた連合会の方に通知して登録をもとに戻すというふうなことが当然行われることになると思いますが、なおそれでも登録がそのままであった、消されたというふうなままである場合には、それ自体を今度はまた行政不服審査で争うという道も当然あるわけではございません。

○寺田熊雄君 それ自体を行政不服審査で争うというのはいささかというところでしょう。つまり法務大臣はもう審査請求に基づいてその業務禁止の処分を取り消した、だから当然司法書士連合会の方で、それに基いてした登録の取り消し処分を取り消すということになるわけで、取り消さなかつた場合に審査請求するというのは、どういうことを局長言われたんですか。

○政府委員(批杷田榮助君) 少し余分なことを申し上げたかもしれないのですが、懲戒処分の方が取り消されまして、当然連合会の方ではその登録の取り消しをまた取り消して、もとの状態に復すというところは当然すべきことでございまして。ですから実際には一〇〇%そのように行われるわけでございますけれども、もし何かのわけから法務局の方から連合会の方に連絡が行かなかつたとか、いろいろなことがございまして、連合会の方でも登録を消したままにしてあるというふうな

ことが万一あった場合には、そのこと自体も争えるということ、少し先のことで申し上げたので、かえっておわかりにくかつたかと思ひますけれども、そういうことで、実際上は懲戒処分としての業務禁止が取り消しになれば、それによって連合会の方でも登録をまた復活することになるわけでございますけれども、その復活自体がもし万が一何かのことで怠つたといひますか、そういう場合には、それ自体も争える道はあるのだということでございます。

○寺田熊雄君 なかなかやっぱ法律家だから先の先までお考えになるんで、それは結局連絡が行かなければ連絡行かればいいのだから、司法書士会連合会がいれば法務大臣の言うことを聞かなかつたような場合があり得るという、それを考えていらつしやるんでしょうね。それに対して審査請求をなし得るというのはいささか文に基いて言われまして。

○政府委員(批杷田榮助君) これは司法書士法の関係で申しますと六条の十でございまして。司法書士法の六条の十で、六条の五の規定を準用いたしております。これは登録関係では不服審査の申し立てができますのは、新規に登録をしようとした場合に拒否された場合に行政不服の審査の申し立てができるわけですね。それから、今度は登録を取り消された場合もその規定を準用して行政不服審査の申し立てができる、これが六条の十でございまして。入り口で拒否した場合と、それから取り消した場合と、両方とも行政不服審査による不服審査の申し立てができることになっておるわけでありまして。

○寺田熊雄君 ちょっとしかしそれは準用の幅が広過ぎやしませんか。それは登録を拒否した場合と取り消した場合に行政不服審査法による審査請求ができるという規定だから、法務大臣の言うことを聞かずに取り消すべきものを取り消さない、それについても法務大臣に審査請求ができるというの、ちょっと解釈による準用の幅が広過ぎやしないか。どうですか。

○政府委員(批杷田榮助君) どうも少し瑣末なところに私が話を持っていきましたのでおわかりにくいかもしれませんが、先ほどの例で申しますと、法務局長が懲戒処分として業務禁止の処分をいたします。そうしますと、一応公定力がございまして連合会の方に通知があつて登録が消されます。それを、懲戒処分の方を法務大臣の方に不服審査を申し立てて、法務大臣がそれは間違いだというので、その懲戒処分を取り消しますと登録の取り消し事由がなくなるわけですね。したがって、さきにしました連合会の登録の取り消しは根拠を失つたことになりまして、その登録の取り消しを争うことが六条の十でできることになりまして。

○寺田熊雄君 それはわかるけれども、法務大臣がもとになる処分を取り消して処分がなかつたことになるのだから、当然連合会を取り消しの取り消しを行えばそれで足るので、あなたの方の監督権をもってすればそれができない道理はないので、それができないからまた法務大臣に審査請求をする、法務大臣が取り消しを取り消せということとを命ずるということになる。もし法務大臣の言うことを聞かなければ、初めのことも聞かなければ後の言うことも聞かないということがあり得るわけで、どうもそういうことを想定するのはどうだろうか。それはやはり法務大臣の監督権で当然やらせればいいので、審査請求の件まで認める必要はないと思ひます。

○政府委員(批杷田榮助君) 先ほど来申し上げておりますが、私もそういうところまで話を持っていたのが誤りだつたと思ひますが、実質的には先生のおっしゃるとおり、事柄はそう混乱なく処理をされるのでございましてけれども、最終的な法律の道としてはそういう道もなきはないという意味で御説明申し上げたので、そういうようなことがあろうとは思ひません。通常、法務局あるいは法務省と連合会との関係というものは、そこはお互いの連絡でちゃんとそれで一体となつ

て処理をするということでございますから、法律的なおこういう道もあるというようなことは、私余計なことを申し上げたことになりますので、むしろそれは事実上ないことだということで撤回させていただいても結構でございます。

○寺田熊雄君 問題は法律問題だから、実際はそんなことはないだろうと思うけれども、私、局長が言われたから法律問題として考えたわけです。

逆に、こういうことはあるでしょう。法務大臣が法務局長なり、地方法務局長のした業務の禁止処分というものを取り消さない、ああ当然である、こう言つて法務局長の処分を是認した場合、それに対しては当然行政事件訴訟法による行政訴訟の提起はこれは許されるでしょう。

○政府委員(枇杷田泰助君) それは当然に許されることになります。

○寺田熊雄君 それから、これはさっきと同じような問題なんだけれども、法律の問題だからあえて私もお尋ねをするわけだけれども、十七条の七第二項に「協会は、その業務に係る第二条第一項各号に掲げる事務を、司法書士会に入会している司法書士でない者に取り扱わせてはならない。」

それから十九条の第一項、「司法書士会に入会している司法書士でない者は、第二条に規定する業務を行つてはならない。」という規定がありますね。ここで「司法書士会に入会している司法書士でない者」と、大体局長の御説明ですとわかるけれども、一応「司法書士会に入会している司法書士でない者」というのを御説明いただけますか。

○政府委員(枇杷田泰助君) 大ざっぱに申し上げますと、司法書士でない者は二条で掲げられております司法書士の業務を行ってはいけませんが、これは業法の中心になるべき事柄でございますが、そこにもう一つつけ加えまして、司法書士であっても司法書士会に入会をしてない者はこの業務を行ってはいけないということがプラスされるわけでございます。そのプラスされている理由は、申し上げるまでもないかもしれませんが、司法書士会というのは会員の指導、連絡を行う、そういうふう

ことを使命としているものでございます。要するにそういう会に入会をしておるといふことによつて会の指導、連絡を受けるという、そういう立場にある者、そういうものでなければ個人として司法書士の資格があつても業務を行つてはいけないといふうに従来からこの司法書士法は取り扱つておるわけです。

と申し上げますのは、古い時代のように裁判所とかあるいは法務局長とかが司法書士を監督をするというようなことは今の制度ではないわけでございますので、したがいまして会の自主的な自主監督と申しましょうか、指導、監督の内容の中に入っているものでなければ業務を取り扱わせないということによって司法書士制度を維持しようという

考え方から、司法書士の資格があっても会に入会していない者は司法書士の業務をしてはいけないというふうになっているわけで、そのことを表現するのにな「司法書士会に入会している司法書士でない者」、すなわち司法書士でない者は当然だし、それから司法書士であっても入会していない者もだめだと、そういうことを一口で言うためにこういう表現になっておるわけでございます。

○寺田熊雄君 局長の從來からの御説明だと、つまりみずからもう業務ができない、老齢のために業務ができないということで司法書士会を任意に退会した者、あるいは会費を納めないというようなことで会から追放された者、そういう諸君を言うというふうに理解していいわけでしょう。

○政府委員(枇杷田恭助君) 先ほど冒頭の御質問

にお答えしましたように、司法書士の総数の中に会員でない者がかなりおるわけでございます。この人たちはもう廃業するという意味で会に脱会届を出しておられるけれども登録だけは手続がおくれているという方、それからまた会の中で会費を半年以上ですか、納めていないという方については脱会したものとみなすというふうな会則の規定がございます、それによって会員でなくなるといふ人がいるわけです。そういう人たちは、司法書士ではありますけれども、この十九条の規定に

よって司法書士の業務を行うことはできないという
ことにされる対象になるわけでございます。

○寺田熊雄君 これは入会していなければ業務を行うことができないという、そういう規定が十九条にあるといたしますと、この十七条の七の第二項の「司法書士会に入会している」というのは不

要にはなりませんか。つまり業務をとることができないのだから、業務をとることができない者に委任するなんということはあり得ないことであるのに、殊さらになぜ司法書士会に入会している司法書士でなければ業務を取り扱ってはいけない、本来取り扱うことができない者に取り扱いすることがあるなんということは考えられないことで、仮に委任したってできないのだから、だから

この場合はこういう修飾語は不要であると思
いますが、その点いかがでしょう。

○政府委員（堀江田義男君） おるいは解釈からい
たしますと寺田委員のおっしゃったようなことにな
るのかもしれないけれども、協会の業務を実
際にだれにやらせるか、協会自体はもちろん法人
でございますから、自分で具体的な業務を行うこ
とができないわけで、自然人が結局その業務を行

うことになります。その行方、自然人というのを規制を加える必要があるだろう、そうしなければ司法書士法の中でこの協会というものに司法書士と同じような立場を認めていくということではできないだろうということがあるわけです。そういうことが十七条の七の二項でその旨を規定をいたしておるわけでございます。

したがって、繰り返しのようなことになりますけれども、要するに十九条の方で言っているそういう会に入会している司法書士でない者に取り扱わしてはいけないのだということは、逆に協会の業務はすべて十九条で禁止されていない本当の司法書士がやるんだということがここで明確化される。それによってその協会に司法書士の業務をさせるということが容認される根拠が出てくるというふうに考えるわけでございます。

したがって、確かにとおっしゃるとおり、こ

れ何にも書きません場合に、具体的に取扱う者が司法書士でなくてもいいのか、あるいは入会していない司法書士でもいいのかというふうな議論が出た場合には、解釈としては十九条の規定があるのだから、司法書士会に入会していない者は取り扱ってはいけないのだという解釈が導き出される余地は私は十分にあると思いますけれども、ただ協会の性格をここでむしろ明確に積極的に表現する必要があるのじゃないかということから、同じようなことをここで十九条にあわせて書き込んだということになろうかと思えます。

○寺田熊雄君 大した問題じゃないから、余りこ
ういう問題で時間をとるのは不経済なことだけ
ども、これは今局長の言われたように、司法書士

でない者に協会の業務を取り扱ってはいかぬという趣旨であるならば、もうそれでもって足るので、十九条で入会していなければ業務ができないんだということをうたっている以上は、たとえ条文が前にあるうと「入会している」という入会している司法書士じゃない者のところまで言う必要は全くなかったと私は思いますね。だけれども、局長が言われるものが理解できないわけではない

し、小さな問題だから、これでもう主張はしませんが、ちょっとやっぱり考え過ぎということか親切過ぎる条文であると言わざるを得ないと思いますね。

この改正法案の提案理由の中に「現行法のもとでは種々の隘路があり」したがって今回協会の制度を設けたという御説明が大臣からありました。

ね。この種々の隘路が現行法上あるんだという点をちよつと詳しく説明していただけますか。

○政府委員（枇杷田樂助君） この公共嘱託登記事件を司法書士、調査士が受けてやるようにしようということ、公共嘱託委員会というのを各府県単位に設けて、従来から活動してきたところでございますけれども、その場合になかなか発注者側の方で、実質的には非常に頼みたいのだけれどもちゅうちょするというような面が出てまいりました。それは受注者側の方で法人格がないから

発注しにくいのだというふうなことであります。

それはなぜ法人格がなければ受注しにくいのかと申しますと、これは実上の会計の扱い方だと思えますけれども、かなりまとまった金額の契約をする際に、自然人相手ではちょっと会計法規的にやりにくいという面があります。そして、またいろいろ具体的な問題が将来生じた場合に、例えば損害賠償の問題が生じたというふうな場合に、自然人が相手ではうまく処理ができないのではないかとという観点から、法人格がないために発注者側の方がちゅうちょするというふうなケースが多く見られたわけでありまして、そういうことから両連合会の方でもこの受託組織の法人化ということ強く求められるようになったわけでありまして、私どもの方もそういう点の隘路は除くということによって公共事件の嘱託が司法書士、調査士の方を通して行われるというふうなことになる必要があるだろうということから、この法人格を付与するということも今度の法案に盛り込んで御審議をいただいております次第でございます。

○寺田熊雄君 確かに私どもの経験で申しまして、素人が登記の申請をしますと附せんをつけて返される。附せんが五つも六つもつくというふうなことがありますので、難しい登記はたとえ官庁の職員がやっても同じようなことだろうというふうには考えておりますけれども、ただ、局長が会計法規のことをおっしゃっておられるので、これは衆議院で会計法規の点からもなかなかこういうことをしないと困難だという説明をしていらっしゃるんですね。ところが、私も会計法規を一生懸命調べたんですが、法規的には法人でなければ契約をなし得ないということはないようなんです。だから会計法規上という問題があるということとは言えないんじゃないでしょうか。その点どうでしょう。

○政府委員(批田泰助君) 会計法規という言葉を使ったのは若干軽率であったかもしれませんが、明文の規定としてこういう場合には法人でなければ

ば発注できないというふうな規定は確かに存在しないように私も思います。ただ、発注者側でそういう言い方をすることとがしばしばだというふうな聞いておりましたので、あるいはそういう会計法規があるのか、あるいは少なくとも会計法規という言葉で呼ばれておりますけれども内規的なそういうものがあるのではないかとというふうには考えておりますが、何か県あるいは市町村の担当者の裁量ではどうもいけない、そういう何かの縛りがあるというふうなことはしきりに言われておりますので、そういう意味で広く会計法規上の問題があるというふうに申し上げた次第でございます。

○寺田熊雄君 エンサイクロペディアの局長にしては、ちょっとあれはミスだね。

確かに何か内規はこれちょっと私どもにはわかりません。それからまた裁量ということこれは肯定できますので、余り深追いはしませんが、これも、ただ、現実には個人で公共嘱託を受注している司法書士もあるんじゃないでしょうか。どうでしょう。

○政府委員(批田泰助君) 個人で受注をしている者もかなりあるようでございます。そのほか、先ほどちょっと申し上げましたけれども、公共嘱託の委員会を設けて県なり市町村なりと折衝して受注をしておるもの形の上では個人が受けておるわけで、委員会が受けているわけではございませんので、そういうものを合わせますと年間大体三十万件ぐらいあるようでございます。それぐらいのものは個人で受けておるわけではございまして、そういう意味でも何か本当の禁止規定があればそういうこともできないわけではございますので、何かやっぱりやりにくいという形での何かがあるのではないかとというふうに思ふ次第でございます。

○寺田熊雄君 それから、局長はこういう協会設立の必要性を説明された中に、個人で受注した場合に、何かしくじった場合損害賠償を請求されたら困るのじゃないかという御説明があったが、こ

れはちょっと余りびたつとこないのは、個人の司法書士で我々が例えば及びもつかないような財産を形成しておられる人がある反面に、この協会なんというものが一体資産があるのかどうか。無資産の場合もあり得るわけでしょう。そうしたら、むしろ法人である協会の方が損害賠償の能力がないということになる。その点どういうふうに考えられますか。

○政府委員(批田泰助君) まず最初に、その損害賠償などの点について自然人では発注しにくいのではないかと申し上げましたのは一般的な感覚の問題で申し上げたわけではございません。世間一般で自然人よりは法人の方が何か信頼性がおけるといふような形で動いておる。そのために小規模な会社がたくさんできて商法の改正で問題になるわけではございますが、そういう面でも申し上げたわけではございますが、実際には自然人の方がそれは財力がある方もあって法人の方が全然財産がないというものもあるわけではございますので、この協会に限って申し上げますと、この協会が発当初期はちろん財産はございません。ただ、これからの運用の方法といたしますと、逐次資産を積み立てまして、ある程度の損害賠償などに応じられるようなそういう体制はつくっておく、そういう意味での信頼性を高めておく必要はあるだろうと思えます。連合会の方でもそういう形で協会の指導したいというふうに言っておられるわけでありまして、ただ、それは申しまして当初はそんなに資産がなくてもいいわけではございませんので、したがって全国の協会が集まって、そこで若干の基金を持ち寄って、いわば内部で協会相互の間で総合保険的なようなことの仕組みをするとか、あるいは保険会社の方にそういう事故があった場合の保険をかけるとかいうような形で損害賠償の場合に応ずるといふ体制をつくっておく、それによって発注者側の信頼を得るといふふうにしなければならぬと思っております次第でございます。

○寺田熊雄君 世上一般の感覚論で言えばというように説明が民事局長からあるとは予想しなかつた。まあ確かにそういうこともないではないでしょうね。それは個人よりは法人の方が資産もある、弁済能力もある。一般的感覚論として言い得るといふのだから、余り法律的ではないように思ふけれども、そうすると、結局局長としては連合会とよくタイアップして、またあるいは連合会を指導して協会が損害賠償の能力があるように育成していく、そういうことを前提にして損害賠償の問題を考えた、そういうことでしよう。

○政府委員(批田泰助君) そのとおりでございます。

○寺田熊雄君 結局なぜ公益法人たる協会を設立するに至ったか、その理由について、これがもう衆議院でも必要性が果たしてあるのかどうかというふうなことにまで議論がありまして、局長が大変大わらわらなつて説明していらつしやる。それはつぶさに会議録でも拝見したんだけれども、一口で言うところ、どういふことになるんだらう。これはやはり法務省として官庁の方から不十分な不完全な書類を持ってきて一々附せんをつけて突っ返す、そんなことを往復しておつたのじゃ事務上支障がある、困りものだということなのか。あるいは業界の方がやはり公共嘱託登記を受注したい、それが司法書士の職域を広げるんだ、繁栄にもつながるんだという業界の要望を受け入れた、そこに最大の原因があるのか。公共事業の円滑な推進なんという大変立派なうたい文句は別として、この本当の動機というのはどこにあるんですか。

○政府委員(批田泰助君) この問題を見る場合に、立場によって少しずつニュアンスが違ふと思ひますが、私どもの立場と申しますか、法務局の登記所の立場から申しますと、公共嘱託事件の大量のものがどかっと出てくるわけではございますけれども、それが内容を見ますと問題がかなり多い。専門家ならば当然気がつくであらうというふうな点について見落としかつて書類がどうも十分でないというケースが多いわけではございます。そのことで登記所全体の事務の円滑な処理に支障

が生じておるので、何とかこの公共嘱託の登記が専門家の手によって整理をされて出てきてほしいという気持ちを持ちます。そういう面では登記の円滑化ということが主題になるわけですね。

司法書士、土地家屋調査士の側から見ると、先ほどの数字でも申し上げましたように、登記事件の四〇％以上の事件が司法書士、調査士の手を経ないで出てくるわけですね。こういう関係についても、両制度が関与していくというふうなことから、司法書士制度、調査士制度というものの根を広げていく、それが同時に職域を拡大し全体としての収入がふえていくという面もあるだろう、そういう面からその中に入っていくべきだというふうな面が主力になるだろうと思えます。

それから、これは発注官庁側の方から直接私どもの方に言ってきたわけではございません。民間活力というふうな言葉で言われておりますけれども、従前から民間に任せるような仕事は民間に任せたいというふうなことが、中央並びに地方の官庁でもみんなそういうふうなことを考えるようになっていくわけですね。したがって、発注者側の方でも、司法書士、調査士側の方で何か発注しやすいような条件ができれば、それが回ってくることで地方公共団体もあるいは喜ぶかもしれないというふうなことも考えたわけですね。

したがって、この公共嘱託の関係について司法書士、調査士が円滑に受けて入るようなことになればすべてうまくいくのじゃないか。ひいては登記が早く完結をして、きちんと間違いないようになれば、その公共事業の一般国民の方の権利も早期に安定をするということになるわけですね。そういういろいろな面からこの公共嘱託登記を司法書士、調査士が受けるということは大変いいことだということで実は昭和四十七年、これまたコンピューターの研究を始めた年と同じでございますけれども、四十七年からそ

ういうことを私どもの方からも提唱をし、それから両連合会の方からもそういうことでやろうということでも、ずっといろいろなやり方を試みてきたわけですね。その結果、先ほどの法人格の問題で少し隘路が生じておるというので、そこを何とか乗り越えようというので、今度の法人化の問題というところになるわけですね。

○寺田熊雄君 法務局の方も業界の方も、恐らくは官公署の方もみんなこれによって満足する結果が生ずるという、そういうすべての利害がここで一致したというふうなことでいいですね。

そこで、公共登記の嘱託というものが、局長が先ほど説明されたように、そんなにしかたくさんあるものだと私も知らなかった。公共事業には土地の取得を伴う。あるいは住宅建設などいろいろ皆抵当権の設定もある。所有権の移転もある。賃借権の設定も時にはあるでしょう。そういう登記を伴うということは理解しておいたけれども、そんなにたくさん公共登記嘱託というものがあるとは知らなかった。不動産登記法を調べてみると、なるほど公共嘱託登記というものは二十九条から三十一条にもある。三十四条にもある。百六条の二項にもある。実にたくさん規定はあられるけれども、これは不動産登記法だけじゃないんです。いろいろの単行法にも恐らくあるのだらうと思うんですが、それをもっと詳細に説明されたのじゃ時間がかかるけれども、重立ったものについて説明していただけますか。

○政府委員(批田榮助君) 公共事業関係の登記につきましても、不動産登記法だけで賄われるものもございまして、ただ、そうではなくて、いろいろな行政処分が絡まりながら進められていくというものもあるわけですね。それに、それにつきましても、これは不動産登記法だけじゃなく、土地改良登記令とか土地地区画整理の登記令とかというふうな特別な登記手続というものを設けてやっておるものもかなりあるわけですね。そういうふうなことでございまして、公共事業を扱っておりますものはいろいろ官公署と言われて

いるもの、それも普通の市町村とかいうものばかりでなくて、住宅公団とか国有鉄道とか、そういうものも入ります。そのほかいろいろな法律で決まっておりますもの、例えば新住宅市街地開発法による不動産登記に関する政令であるとか、都市再開発法による不動産登記に関する政令であるとか、そういうふうなことで決まっております。そういうふうな業者があるわけですね。そういうふうなものがあるのがこの協会が取り扱うという事業の対象というふうなことでございまして、さういいます。

○寺田熊雄君 法令により国または地方公共団体とみなされる諸団体というものは、これは法務省から届けていただいた書類によりまして、実にたくさんあるわけですね。それから今言われました、新住宅市街地開発法による不動産登記に関する政令、その他の政令が不動産登記に関する政令として出されておる。その政令というのは、今局長のおっしゃった新住宅市街地開発法による不動産登記に関する政令、四件と見ていいのでしょうか。まだほかにもあります。

○政府委員(批田榮助君) 現在重立ったものとしては、ただいまお読み上げになりましたもののほか全部で六件ぐらい考えておりますけれども、このほかにもまだ若干出てくるのじゃないか、もう一遍この法律が成立いたしましたのでその施行令をつくらます際には精査をしてみたいと思っております。一つ二つはふえていくのではないかと考えております。

○寺田熊雄君 問題はやはりこれが公益法人とされた点なんですね。財団法人でも営利事業を行なうということがあるので、営利事業を行うこと自体が公益法人性を否定するものではない。問題は営利を行う事業によってその得た収益を構成員に分配するかどうか、そこにメルカタルを置くべきだということを感じて、局長が衆議院で説明をしておられるわけですね。そういうことは確かに言い得ることではあるけれども、一口で言うとは、これは営利を目的とする法人ではない。だからうんともうけるかと思つて仕事はしない。仕事は社員である司法書士に全部ゆだねてしま

というところではあるのですが、一口で言うとは、ネル機関ということになりますね。つまり自分でやることは、法律上はできるけれども連合会も法務省も予想していない。現実の登記業務というものはすべて社員である司法書士に任ずるのだということになると、簡単にその性格を説明すると、トネル機関であるといえます。

○政府委員(批田榮助君) 仕事並びに報酬が発注者から末端の事務取り扱い者に行くという、その関係で見ますと、その中間にあるトネルだということはおっしゃるとおりだと思います。

○寺田熊雄君 時間が来ましたので、あとはあさってにいたします。

○小島静馬君 公嘱協会関係について数点御質問申し上げます。

○政府委員(批田榮助君) この法律が成立、施行になりますと、司法書士会、調査士会の方ではこの協会の設立に向けて動き出すと思っております。各会あるいは各地域の準備の問題もあつたので、直ちに五十ずつできるということにはならないかと思つて、一応一局に対応して一つの協会をつくるということでの動きが活発になっていくだろうと思つております。

○小島静馬君 それでは将来は五十、法務局の数で一法務局、地方法務局に一協会ということになります。この法案の内容を見ますと、これは一法務局一つというものは明定はしてないわけですが、二つ三つともよろしいということにも理解できるわけですが、将来これが一地方法務局の中で二つできるとか三つできるとか、そういう事態の心配は全くございせんか。また許可申請が出ればやっぱりおろさざるを得ないというふうなことになるという心配はありせんか。

ようか、登記所に対して登記をしてくれとい
う意味では全く同じものでございますけれども、
官公署あるいはそれに準ずるものがやる場合には

廊話ということで、いわば単独申請の形になるものでございます。申請の場合には、これは共同してやるというふうな形のものが多いございます。そういう場合でも一概に全部使い分けしているかどうかはちょっと問題があるのでございますけれど

ども、要するに登記の申請をしてくれという内容のものを官公署等が官公署の責任で間違いがないからということとで単独でやってくるものが囑託であり、それから共同でやってくるもの、登記権利者、義務者が共同でやってくるもの、あるいは官公署からちよつと外れるようなものが、先ほど申

ことで使い分けをいたしておりますが、はっきりとした使い分けで全部の規定が表現できているかどうかについては自信はございません。

○小島静馬君　そうしますと、官公署が単独でやるものを嘱託という、官公署にプラス民間的な性

格のもの、そういうものが絡んで官公署が中心になつてやるものを申請という、こういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○政府委員（批杷田義助君） 大体そういうことで

でございますが、申請の場合には、官公署というふうなもの、はつきりしているものはほほ囑託という形で処理されておると思います。

○小島静馬君　その前に「官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者」と、こゝういうふうな規定してございますね。「不動産の

権利に関する登記の囑託」と言いますと非常に明確になりますね。官庁がやることだ。申請というものが含まれて、〔公共の利益となる事業を営む者〕というものが無制限に広げられていく心配はないだろうか。これは非常に実は心配になる点でございますね。この点と、それから今寺田先

生のお話に関連しまして官公署の名前を随分挙げられたわけですが、これに例えば住宅金融公庫、ずばりこれは含まれるかどうか、その点をお伺い

したいと思ひます。

○政府委員(批田田助君) この公共事業を行う者といふものの範囲を余り広げるというの問題であることは、私もそのとおりに考えております。したがひまして、本来ならばこの法律の中でその事業者を規定するというのが一番望ましいのだからと思ひますけれども、このような事業はしばしば法律が改正をされていくというふうな性格のものでございますので、これを法律で定めるといふことはいかかというところで政令で定めることにしたいというわけでございまして、趣旨としてはそのようなことで、余り広げるというつもりはないわけでございます。

殊に、この司法書士の場合には不動産の権利に関する登記でございますので、その不動産といふものに限定が加わっておりますので、先ほど御質問がありました住宅金融公庫については、これは結果としては住宅を建てたりあるいはその建てた住宅に金融した債権を担保するための抵当権の設定といふことにつなげていくのかもしれないけれども、住宅金融そのものは不動産の権利の關係の公共事業といふわけにはまいりません。したがひまして、そのようなものはこの対象には入らない、全く予定にいたしておりません。

○小島静馬君 わかりました。

次に、第十七条の六の二項の、先ほどもちょっと寺田委員のお触れになった問題にも関連があるわけですが、ここでは協会の社員は「管轄区域内に事務所を有する司法書士でなければならぬ」ということになっておりますが、「事務所を有する司法書士」といふ点に前のように感ずるのですが、これはどういふことでござい

○政府委員(批田田助君) これは実質的にはその法務局または地方法務局の管轄区域内で仕事をしている司法書士といふことをあらわすために「事務所を有する」といふふうに言つたわけ

でございます。司法書士は事務所を一個設けるといふことになっておりますので、そこで特定ができる。言いかえますと、その法務局、地方法務局に對應するその地域で仕事をしておられる司法書士の人が集まつて協会をつくっていくのだということとをあらわしたつもりでございまして。

○小島静馬君 御趣旨はわかりましたし、そうなければいけないと思ふんですが、そうして今度十七条の七の二項ですね。さっきの「司法書士会に入会している司法書士」といふもの、これの違ひは、じゃ、どういふふうにお考えですか。

○政府委員(批田田助君) これも実質的には同じでございます。だと思ひますけれども、若干表現が違ひますのは、一つにはこの十七条の六の二項では会に入会しているという表現をしておりません。これは協会の法人法の面からとらえました場合には会に入会しているかどうかという制限は必ずしも必要でないといふことで外してあります。それから十七条の七の二項の方は業務そのものでありますから、十九条との關係で先ほど寺田委員の御質問にお答えしたように入会している司法書士でなければいけないといふことでの表現で押さえております。

それからもう一つの違ひは、この十七条の七の方は事務所の場所のことを言つておりません。したがひまして、東京の司法書士の人が神奈川県できた協会の仕事も形の上では十七条の七ではできるといふことになります。そういう点で法文の上では違ひがございすけれども、実質的には同じことをねらつておるといふことが言えようかと思ひます。

○小島静馬君 違ひというのは、そうすると司法書士の資格は持っているけれども協会に入会しておられない、これも社員になれる、こういうことでございすか。

○政府委員(批田田助君) 法文の上ではそういうことでございす。

○小島静馬君 法文の上でなくては何かありますか、法文の上でそうなら。

○政府委員(批田田助君) 実質的には会に入会しておられない方といふのは事実上は司法書士の活動をされる方ではありませぬので、協会の社員になるというふうなことの希望を出されるというふうなことはまずないだろうという意味で、実質上外れるというつもりで申し上げたわけでございます。

○小島静馬君 じゃ、実質仕事をしない人を入れるような仕組みにしておく必要はなかったんじゃないでしょうか。

○政府委員(批田田助君) そういう面はございすけれども、ただ、これは理論的な問題で、協会の社員といふのは先ほど申しましたように法人法の領域でこの二項は書いてあるわけでございます。そういう場合に、業務ができるかできないか、入会しているかどうかといふふうなことは、それは言わなくてもいいのではないかと、いふことで、いふば条文を簡潔にするためにつけなかったものでございす。

要するに、法人の性格といふんですか、法人法の考え方からすれば、会に入会しているといふことまでも要件にするという根拠が出てこないといふだけのことでございまして、実質的にはおっしゃるとおり会に入会している者でなければ、この協会の社員にだけなつて、何といふんですか、公益法人に自分も一役買おうといふふうなことは結果と

○小島静馬君 ちよつとわからないんですけれども、まあよく勉強してみます。ただ、そういうふうな法律をつくる上で、そういうふうな体系的に何か必要があるのかな、そんな感じが今したわけでありまして、この点はよく研究してみたいと思います。

それは実は後の問題と関連をしてくるわけですが、そのときにまた触れることにしまして、今度は協会の業務の問題、十七条の七の一項でござい

ますが、協会は「各号に掲げる事務を行うことをその業務とする」といふことになっております。そこで、協会の名前で代理がそのまますばりできるかどうかといふことでございすか、いかがでしようか。

○政府委員(批田田助君) おっしゃるとおりでございまして、十七条の七の第一項は、本来司法書士あるいは調査士でなければいけないことを協会といふ法人にもさせようといふことでございすから、協会の名前で登記の申請書を代理人として出したりするといふことができるということになります。

○小島静馬君 つまりそのものずばり司法書士といふふうな理解してよろしいわけですね。

そうしますと、法人司法書士でございすので、司法書士の従来の当然の考え方でありまして、けれども、これは一身専属制であるといふふうな言われておつたわけですが、今度は法人の名前で代理ができるわけでございますから、その公認協会はそこですべて使つて人間、これに実質的な仕事はできるというふうな理解ができるわけですが、先刻の答弁とはちよつと違つてくるのじゃないだろうか、そういう気がするんですが、いかがでしようか。

○政府委員(批田田助君) 十七条の七の一項から申しますと、法人の名前で法人ができるわけでございますから、したがつて法人の職員その他の者がだれであるうとできるといふことに、一項の限りではそうなるわけですね。それでは、司法書士法、調査士法の建前と実質的に違つたことになつてしまつては問題でございすので、そこで十七条の七の二項で実際の仕事をさせるのは司法書士会に入会している司法書士でなければいけないといふことで内容的に押さえているわけでございます。

○小島静馬君 したがひまして、一項と二項と連結をさせると全体の趣旨がよく理解できるといふことであつて、したがひまして、資格は持っているけれども社員になつたつて仕事は何にもな

午後一時三十一分開会
○委員長(大川清幸君) ただいまから法務委員会
を再開いたします。
休憩前に引き続き、司法書士法及び土地家屋調
査士法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑
を行います。
質疑のある方は順次御発言を願います。
○飯田忠雄君 私、以前申し上げておきました質
問事項につきましてもう既に論ぜられたことが多
うございますので、そうしたものを省きまして質
問をさせていただきます。それで、追加をした部
分が少しあるわけですが、これは司法書士の方が
心配しておられる点を私のところへ申し出ておら
れますので、その問題について御質問を申し上げ
たいと思います。

ついでの規定がございます。この業務を禁止するという処罰ですが、これについて期間が定められていないわけですが、期間を定めないで一定の業務につくことを禁止するということは、憲法の二十二条一項の職業選択の自由の保障との関係で問題になるのではないかと思われますが、この点について御答弁をお願いします。

○政府委員（枇杷田崇助君） 業務の禁止の懲戒処分がなされた場合には、司法書士、調査士はその業務を行うことができないわけでございますけれども、司法書士法で申しますと第四条の六号で、懲戒処分により業務の禁止をされた者は処分の日から三年を経過しない場合には司法書士である資格を有しない。」という規定がございます。

したが、いまして、この裏の解釈になるわけでございますけれども、処分の日から三年を経過いたしましたと司法書士となる資格がまた復活をする、したがってまた登録をすれば司法書士となる、あるいは調査士となるということができるわけでございます。そういう意味で、ただいま御指摘がありましたような無制限の期間ということにはならないわけでございます。そういう面からもただいま御質問のような事態は生じないだろうというふう
に思っています。

○飯田忠雄君 法案の十七条の五に登録審査会の規定がござりますが、この規定によりますと委員の委嘱ということがございまして、それに法務大臣の承認を受けることというのが必要条件として掲げてございます。このような法務大臣の承認を必要条件とした理由ですが、元来、これは司法書士会とかあるいは調査士会というのが委員を委嘱するのですから、それにこうした行政官庁が介入することを必要条件とするというその意味でございますが、いかなることとございませうか。

○政府委員(批田田義助君) 登録に関する事務はもともと国がすべき行政的な仕事でございまして。殊に登録に関しまして、登録の拒否とかあるいは登録の取り消しとかという案件につきましては重要な内容を持つものでございます。したがいま

して、そういう事務を行う場合には非常に慎重に行わなければならないということから、登録審査会というものを設けてまして、その議を経た上で会長が行うことになるわけでございます。そういう登録審査会というのは非常に重要な仕事についての公正な結果を担保するということで設けられたものでございます。

したが、いまして、その審査会を構成する委員と
いうのは非常に厳選されなければいけない。実質
上、公正な立場から判断をすべき人でなければな
らないということは言うまでもありませんけれど
も、また一方、それが外部の目から見ましても公
正らしいといえますか、そういうものが担保され
るということによって制度の信頼を得ることにな

るであらうということから、法務大臣の承認を得るということによってその公正さを客観的に裏づけをしようということで、法務大臣の承認にかかわらせていることになるわけでございます。このようなことはこの司法書士法、調査士法だけで考えられていることではございませんで、ほかの業法におきましてもそういうような形のものがとられているのが多いございます。そういう意味で法務大臣の承認制度というものをここに決めたという次第でございます。

○飯田忠雄君　そうしますと、登録審査会というのは、これは私的な機関ではなくて、国が必要性を感じて特に設立を認めたものだ、このように理解をするわけでございましょうか。

○政府委員(枇杷田泰助君)　結論的にはそのとおりでございます。もちろんこういう規定がなくても、司法書士会あるいは調査士会連合会におきましてそういう内部的な機関を設けることも可能でございすけれども、むしろそういう内部的な決め方で定めるべきものではなくて、法律上きちんとこういう制度を設けなければ公正が担保できないということとで設けられたものというふうに思います。

○飯田忠雄君　それでは、この規定の中で、法務省の職員とかあるいは学識経験者に委嘱する、こ

うなっておりますが、この法務省の職員というのはどういう種類の、どの程度の階級の、どのような条件を持った職員であるのでしょうか。また、学識経験者の学識の範囲ですね。学識とは一体何の学識なのか、経験というのは一体何の経験なのかということはどうもはつきりいたさないのですが、どのようなことになっておりますか。

○政府委員（批田田業助君）　まず法務省の職員でございませうけれども、この審査会の性格からいたしまして、司法書士制度あるいは調査士制度並びにその両者の業務の内容、そういうものを職務上担当しているとか、あるいは担当したことがある者というようなことが一番望ましいことにならうかと申します。これは民事局で申しますと民事局

の第三課長が所管課長でございます。したがって、第三課長とかあるいは第三課長の経験をした者というものが一応ふさわしいものじゃないかうかというふうに考えております。しかしこれはそういうような観点からどのような方に委嘱をしたいということの意思決定をまず連合会の方でしていただきまして、それでこちらの方と打ち合わせをするということが実際の運びになるうかと思えます。

それから、次に学識経験者でございますけれども、

も、この学識と申しますのも、ただいま法務省の職員のところへ申し上げましたように、司法書士、調査士の登録審査会の委員でございしますから、司法書士制度、土地家屋調査士制度、あるいは司法書士、調査士が扱っております業務について学識がある方、それから経験と申しますと一番広い意味では人生経験と申しましょうか、総合的な登録の拒否とか取り消しとかというふうなことの判断をされるのに十分な人生経験、あるいはいろいろな社会での御経験を積んでおられる方という意味でございまして、先ほど申しました意味の学識と経験を備えた方ということで、まず連合会の方で人選をされるということになろうかと思ひます。

○飯田忠雄君　経験というのは一般的な人生経験

だというふうにおっしゃったと思いますが、この経験というの登録簿査業務をするにふさわしい経験ということじゃないでしょうか。それからまた学識につきましても、これは一体司法書士法だとかあるいは調査士法という法律を大学で講義しておったといったような学識なのか。それともそうではなくて、そういう業務に従事をしておつて

辺のところはどうですか。

○政府委員(批田田恭助君) 先ほどは学識と経験とを分割して御説明申し上げたわけでございますけれども、常識的には学識経験者というのは一口で言われるようなことでございまして、こういう審査会の仕事を自主的に十分におやりいただける

ような学識並びに人生経験を含めたいろいろな広い視野での判断のできる方というような意味合いだろうと思います。そして具体的にほたいま先生がお挙げになりましたような、学問的に司法書士法、土地家屋調査士法その他のことを御研究になつておられる方、あるいはその業務に関する登記とかいうようなことについて御研究になつておられる方というものも当然入るわけでございます。ただ、そういうふなことを学校といふ大学あたりでやつておられる方に限られるわけ

ではございませんけれども、おおむねほかの弁護士会その他の例を見ましても、そういうような方が選ばれるというふうなことが多い、そういう結果にはなろうかと思ひます。

○飯田忠雄君　実はこうした御質問を申し上げましたのは、一部こういう法案が法律になりますと、実質的には司法書士に対する法務省の支配強化につながることにならないか、こういう御批判がございしますので、そういう批判に対して、そういうおそれはないならぬ、あつてもこういう防護策があるといったようないろいろの御見解があると思ひますが、どのような御見解がござい

か。

○政府委員（枇杷田義助君）　現在はこのような登録審査会というものはございませんで、法務局の

長、あるいは地方方法務局長が登録すべき事由がないと思えば拒否をし、取り消す事由があると思えば取り消すという事で、あとは行政不服審査法による不服申し立てということによって手続が設けられるという形になっておるわけでございます。これが連合会の方に登録の事務が移譲されるわけでございまして、したがって、連合会の方でまず自主的に登録の事務をお扱いになる。その場合に、その事務を公正に取り扱われるという事の担保のために登録審査会が設けられるわけでございまして、その審査会の会長は連合会の会長である。しかもその委員は法務大臣の承認を得るにしても連合会の方で人選をされるわけでございまして。しかもその委員の中から委員が選ばれるということもあるわけでございまして。

したがって、現在のように法務局長の長限りで決定をされることが連合会で決定をされる、そして連合会で自主的に選んだ委員による登録審査会で審議がされるということでございます。現行法と比べますと、これは全く官の方の権限がほとんどなくなつてしまつて、そして会の方でそれを自主的にやりになるという形でございます。強化をされるというふうな批判がどこから出てくるのか、実は私はその点については理解しがたいと思つております。

○飯田忠雄君 この御批判の出でたのは、結局法務大臣が審査会というものの実質を握つておられるで、法務省の所存いかんによつて左右できるではないか、こういうところから出てきた御批判でございまして、司法書士の方の中における御批判であるわけでございまして。それでお尋ねをしたわけですが、どうかこの点については、その御批判に対してそのような批判されるようなことにならないような御措置をお願いいたしておきます。

それから次に、改正法の十七条の六で「政令で定める公共の利益となる事業を行う者」、こういうことが書いてありますが、この公共の利益となる事業を行う者を政令で決めるということにな

りますと、その範囲は法律で決めた場合と違ひまして、行政の都合によつて拡大が自由である、こういうことになるので、そうなりますと、いわゆる公共の利益となる事業というものが大変広げられる、こういう御心配が司法書士の方の中であるわけでございまして。それで、これを絞つて法律事項にできないか。法律事項にするかどうか。不都合があるのか、こういう御質問が私の方に参つておりますが、法務省におかれての御研究はどうなつておりましたか。

○政府委員(批田田樂助君) 私どもの考え方といふたし、この十七条の六の第一項で「公共の利益となる事業を行う者」といふのは、無制限に拡大して解釈すべきものではないといふことは基本的にたゞいま御指摘と同じ考え方でございます。したがって、そういう意味からいいますと、ここでこの法律の中にそういう公共の利益となる事業を行う者を列挙するといふことが一番望ましいという形になります。が、そのようなことをいたさなかつた理由が二点ございまして。

一つは、先ほど午前中の御質問にお答えした点でございまして、このような事業の關係が非常に新しい事業が法定されてくる、そして前のものが変わるというふうなことで常時動く可能性がありまして。それを一々法律で改正をしていかなければならないということになります。時期におくれるといふまいし、弾力的な運用ができないという面が一つございまして。それからもう一つは、この「事業を行う者」といふのが、実は政令段階ではっきりした形で表示されるということがあるわけでございまして。その政令段階で表示されるものを法律の上で表現するといふのは、ちよつと法令の体裁からいってぐあいが悪いという面がございまして。

そういうことを勘案いたしまして、ここでは政令にゆだねることにいたしておりますけれども、先ほど来申し上げましたように、この「事業を行う者」をやたらに拡大するといふことは適当でな

いというふうに思つております。現実に政令の改正を行うという場合には両連合会の方にも十分に御意見を伺つて、その上で司法書士あるいは調査士の領域全体の上での調和といふまいし、そういうものを勘案しながら決めていくべきだろうという心構えでこれから運営してまいりたいと思つております。

○飯田忠雄君 ちよつとほかの方に質問を変えますが、法案の十七条の七に関連する問題でございまして。これにつきまして民事局長が衆議院で御答弁になつた答弁の中に、これは協会についてです。司法書士である理事が協会の業務執行を理事としてみずから補助者を使つて行うことは理論的に可能であるといふ趣旨の御答弁をなさつておられるといふことでございまして、それに関連しての御質問を申し上げます。

まず協会の業務につきまして、その協会の業務は司法書士法二条一項各号の事務でございまして、司法書士と、司法書士の業務と協会の業務は同じ性質のものではないかといふふうに思われますが、この点はいかがでございましてか。

○政府委員(批田田樂助君) 司法書士の業務と協会の業務とは、公共事業に関する登記に関する限りにおいては全く同一でございまして。

○飯田忠雄君 そうしますと、公共登記について特別に協会の設けまして、その協会に司法書士の資格を与えて事務を行わせる。先ほどの午前中の御答弁で、司法書士の資格を協会に与えたんだと、こういう御答弁があつたのですが、まあそれはさうだろうと思ひますが、さうしますと、個々の司法書士ではとても多量の事務を扱い得ないもので、したがつて司法書士の団体をつくつて、それを協会としてそれに仕事を任せ、こういうお話のように受け取れるわけでございまして。

そこで、もし個々の司法書士一人や二人ではとてもだめだといふことであれば、それじゃ、司法書士が団体を組めばいいのかといふ考え方が出てくるわけであります。司法書士会に所属する一つの法務局なりあるいは地方方法務局なりにお

この司法書士が全部合同で仕事をもらひ受けるといふことをすれば協会は要らないのではないかと、これもまた司法書士の方の御批判でございまして、あるわけなんです。こういう点につきまして、どうも午前中の御説明を承りまして、決り手がはつきりわからないのですが、もう一度御説明をお願いします。

○政府委員(批田田樂助君) この公共嘱託登記の關係につきましては、非常に大量の事件がまゝ出てくるということがあるわけでございまして。これを処理するためには一人の司法書士あるいは調査士では処理し切れないといふ問題があります。したがって、そのような大量な事件を受ける場合には実質上数人がまゝと受けてざるを得ないわけでございまして。現在のところはそれを受託団と言つておられますけれども、司法書士あるいは調査士が一緒にになりまして数人の者が一つの受託団といふ団体をこしらへます。そして発注官庁の方から仕事を受けて、そこで処理をしてやつておるわけなんです。そういう面ではある程度そのやり方で成功いたしておる面がござい

しかしながら、その場合でありまして、契約の当事者はその受託団を構成しております数人の司法書士または調査士が契約の当事者で、いわば共同受注という形になつてしまつて、発注官庁の方ではいろいろな面からどうも発注がしにくい、何とか法人格のあるものにしてもらえないだろうか、さうすれば大変発注がしやすいのだがといふ声が大きいわけでございまして。そういうふうなことがございまして、その受託団方式によりまして現在のやり方というものが一つの壁にぶつかつておるといふのが現状でございまして。その壁をぶち破るためにどうして法人格が得られるようにしたいといふのが両連合会からの強い御要望でござい

○飯田忠雄君 その協会につきましてですが、協会はこれは協会の資格で委託を受けて司法書士の仕事ができる、こういうことのように承っておりませんが、それでその協会については、協会は必ず事務所をつくらねばならぬという事務所設置義務を法定したということもそれとわかるわけですが、それと、そうしますと、この協会というもので仕事をする場合に、理事とその理事のもので働く職員とでその司法書士の仕事を行うということにならざるを得ないと思います。理事は協会の業務、これは法人としての協会の業務を行うと同時に司法書士としての仕事を行うということになることであらうと思います。

そこで問題になりますのは、司法書士の仕事をする場合にいろいろの文書をつくるわけですが、この場合に協会の名前と文書ができることであらうと思ひますが、それとも協会に属しておる司法書士の名前で文書をつくるのでしょうか。申請書などどうなりますか。

○政府委員(枇杷田榮助君) 発注官庁の方からその嘱託を受けるのは協会それ自体でございます。法人としての協会が受けるわけでございますので、したがって、その発注の内容によつて、いわば登記の嘱託であり、申請代理というようない代理権まで付与して嘱託を受けます場合には協会が代理人となつて登記所の方に申請書を出すというところは、これはあり得るわけです。ただ書類の作成だけの依頼を受けますれば、これは書類を作成して官公署の名前で嘱託ないしは申請をするということになります。いずれにいたしましても協会はその書類上あるいは申請行為の中で名前が出てくるということがあるわけでございますけれども、それから協会からさらに十七条の七の第二項の規定による事務の取り扱いを委託された司法書士の名前が外に出ていくということはない関係に立つものと思ひます。

○飯田忠雄君 協会が仕事をする場合に、書類をつくる名義人は協会だといはしたした場合、その書類を実際に書くのは一代理事が書くのでしょうか。

か。それとも司法書士の資格のある職員が書くのでしょうか。あるいはそういう資格は無関係に書類は書いて、それを協会の名前で出せばいいのでしょうか。その点いかがですか。

○政府委員(枇杷田榮助君) あるいは御質問に真正面からお答えしたことになるかも知れませんが、けれども、協会が仕事を受けますので、その協会は、その仕事をこなすためにこの十七条の七の第二項の規定で司法書士にその仕事を取り扱わせるということになる場合には、その取り扱いを命じられた司法書士が書類を作成するということになります。それからまた、これは例外的ですけども、理事が、もちろんそれは司法書士の資格がなければいけませんけれども、その理事が直接やるというふうなことも可能でございます。いずれにいたしましても、その書類作成ということ自体は司法書士が本来やるべき業務でありますから、協会内部で処理をする場合でもこの十七条の七の第二項の規定に従つて司法書士の資格がある者、入会している司法書士でなければつくれないということになるわけでございます。

それから、先ほどの御質問についてちょっと言い落としたけれども、協会からさらに復代理という形で司法書士が名前を出して申請等を行うということも、これは理論的にはなくはないということとをちょっとつけ加えさせていただきますかと思ひます。

○飯田忠雄君 私、実はまだわからない点ですが、協会が仕事を受けて協会が司法書士の仕事をする、この場合に協会は司法書士の資格があるというふうにお考えになつてのことでしょうか。

○政府委員(枇杷田榮助君) 実質的な意味では協会は司法書士の資格があるというふうな感じですが、このように法律で決められなかった協会の場合は、司法書士でないけれども司法書士の仕事をしてもいい、そういうものだというふうな形です。

法案はつくられております。実質的にはいけば司法書士の資格を与えたといつてもいい内容でございますけれども、形式的には司法書士でないけれども司法書士の業務に関する仕事をさせるというふうな構成しているというふうにお考えいただきたい方が正しいのではないかと思います。

○飯田忠雄君 協会の理事の中には司法書士の資格を持った理事がおられるわけ、その司法書士の資格を持っておられるから司法書士の仕事ができるというそういう意味なのか。あるいは協会自体が司法書士の仕事を行うことができるという意味、つまり理事が仕事をすること、これは協会が仕事をすること、それから、それは司法書士としての資格で仕事をすることはなしに、なるほど司法書士の資格を持つておられるけれども理事の資格で仕事をすること、この点でございますが、理事の資格でやるということであれば協会が仕事をすること、ということになると私は思ひます。その辺のところをひとつ明確に御答弁願ひたいんです。

○政府委員(枇杷田榮助君) 純粹に法律関係から申しますと、受注官庁である官公署と協会の関係は、まさに協会が司法書士の業務そのものを執行するという形で出てまいります。しかしながら協会は法人でございますので、司法書士である資格を持ち得るものでもございます。それなのに司法書士の業務を行わせる、行うことができるというふうにするためには実質的な裏づけというものが要である。そういうことから、協会が現実的に仕事をする場合には理事が直接協会の業務執行としてやる場合がまずあるだろう。その場合には、その業務執行としてやる理事は司法書士でなければいけません。それからもう一つは、協会の理事が直接の業務執行としてやるのではなくて、これを下請と言つて語弊がございますけれども、協会外の者にまたさらに委託をしてやるという形で処理することもあるだろう。その場合には、さらに委託を受けて實際上の仕事をする人は入会している司法書士でなければいけません。よつと、あつたことを十七条の七で決ましまして、そういう実

質的な裏づけがあるから、したがって協会という法人に司法書士でないけれども一定範囲内において司法書士の業務に属する仕事をさせることにした、こういうことになるわけでございます。

○飯田忠雄君 ちょっと違つた観点から御質問申しますが、書類をつくるに当たつてタイプを打ちますね。あるいはワープロでも構ひませんが、そういう作業は司法書士の資格を持った者がみづからやらねばいけないのか、あるいはそうでないのか。その点はいかがでございますか。

○政府委員(枇杷田榮助君) タイプを打つとかいうような機械的な仕事そのものは、これは司法書士の補助者、調査士の補助者がやってもいい仕事というふうな考えられております。ただし機械的なことじゃなくて、その文案を考えながらやるとかというふうなことになると思います。これは単なる機械的な補助的な仕事ではございませんので、したがつて司法書士あるいは調査士が本来やるべき事柄だといふふうに思ひます。

○飯田忠雄君 それでは、司法書士の資格を持った職員なり理事なりが口頭でもつて言ひまして、それを実際に文書に書くのは資格のない人が書くということはいかがでございますか。

○政府委員(枇杷田榮助君) それは差し支えないわけでございます。現在、個々の司法書士あるいは調査士の事務所におきましても資格のないそういう方を補助者として使つて、そして現実には物理的な意味での書類作成は行つておるところでございます。

○飯田忠雄君 その指示する仕方の問題、範囲の問題ですが、簡単にこれこれの書類をつくつておけ、こういう指示でやつた場合には違反になりますか。

○政府委員(枇杷田榮助君) それは大変難しい問題でございます。長年その補助者としていひましようか、その事務所を経験を積んでおられる人の場合には、もう何か個々の一字一句の文案を指示しなくても、大体のところでは言え、あ、あの決まつた文案であるとか、この前やつたのと

同じ文案であるとかということがわかる。そういう状態における指示に基づいてやる場合には、これは機械的な仕事というふうな評価ができようかと思ひます。

○飯田忠雄君 多くの場合、要式行為になつておりますね。ですから、様式はもう印刷してあるんですから、簡単に題目だけこれこれのことをやれ、こう命じてやってもできるわけですね。別に司法書士の資格がなければできないというふうな難しい仕事じゃないわけですか。そうしますと、そういうことができるといふことになりまして、協会に司法書士の資格を持った者が一、二名おれば、あと莫大な仕事は全部補助者でもってできる、こういうことにならないでしょうか。

○政府委員(枇杷田泰助君) その補助的な事務というのを具体的に公共託登記につきましてもどこら辺で線を引くかという問題にもかかわりますけれども、あるいは今おっしゃったようなことも全く物理的には不可能ではないということも、それはあるかと思ひます。

○飯田忠雄君 実は司法書士の方が御心配になつてゐる点はこのことに関する問題であらうと私は推察しておるわけですが、地方事務局なりあるいは法務局の単位で協会をつくりまして、そこへ公共託登記を全部依頼するといふことになりまして、司法書士の数はそれほど多くはなくても、少数の司法書士を協会に置けば、あとは司法書士の資格のない人を雇えば十分仕事ができる、しかもそれは法律上違法でない。こういうことになると考えられますが、これは法律上は違法でないといふ問題と、実際に政府がどういふに御指示なさつて行政が行われるかという問題は私は違ふと思ひますよ。が、少なくとも法律上はそれが可能ではないかと考えられますが、この点についての御見解はいかがでしようか。

○政府委員(枇杷田泰助君) 法律的には、ただいまの御設例のような場合に、司法書士でない者に扱わせる仕事というのが十七条の七の第二項で言つてゐる事務の取り扱い方になるかならないかと

いう判断は残ります。したがひまして、ただ名板貸し的に数人の司法書士がいて、あと資格のない者が大勢いて司法書士がやつたという格好をつけるといふような場合には、これは実質的には十七条の七の二項に反することになりますから、それは当然禁止されるということになります。ただ、先ほど来申し上げておりますように、その補助的な業務といふのがどこで線を引くべき事柄であるかといふことについては実際上難しい問題はあるかもしれません、理論的にはそういう形さえつくれば何でも違法にはならないんだということにはならないといふことにならうかと思ひます。

○飯田忠雄君 別の問題に移りますが、協会の理事とか職員となつた司法書士の方、こういう方の仕事の場というものはその協会の事務所ではないかと思ひますが、司法書士法によりまして、司法書士は事務所を置かねばならぬとなつてゐますけれども、数が書いてないですね。何カ所置いてもいいとか一カ所に限るとか、そういうことは書いてない。そこで解釈の問題が起るわけなんですけれども、司法書士が事務所を移動させるときは届け直せ、こうなつてゐる。そうしますと、司法書士が一つの事務所しかない場合は移動するために届けることになりまして、二個持つてゐる場合に、例えば協会の事務所と自己固有の事務所、こうございまして、どちらの方の事務所がその司法書士の事務所として認定を受けることになるのかといふ問題がございまして、この点はいかがですか。

○政府委員(枇杷田泰助君) 司法書士の場合には規則で事務所は一個といふふうに定められております。いずれにいたしましても、ただいまの御質問の点で申しますと、司法書士の個人としての事務所と、それから協会の事務所といふものが二つあり得るわけでございます。もちろん個人の仕事につきましましては本来の個人の事務所であるのが普通でございまして、協会の仕事をやります場合に、そのやり方といたしまして、この十七条の七の第二項で当該司法書士がまた委嘱を受けて

やるという場合には、自分の事務所であることもこれは当然いわけでございます。

ただ、大勢の共同作業でやるというふうな必要がある場合には、どこかで集まつてやらなければいかぬといふようなことが実際上生じます。そういう場合は恐らく協会の方で提供するということになるかと思ひます。協会の事務室等にそういうスペースがある場合にはそこでやるということもあるかもしれませんし、あるいはグループを組んだだれかの事務所のところに集まつてやるということもあるかもしれません。しかしながら、いずれにいたしましても、そういう協会の関係での仕事については自分の事務所でもいいけれども、その他合理的な決められた、まあ決められたといふことも妨げられるものではないと思ひます。そういう意味では、何と申しましようか、比較的協会の仕事をやる場合には一般の司法書士とは違ふ種類の事務処理がなされるということにはなつてまいらうかと思ひます。

○飯田忠雄君 司法書士の事務所は単一でなければならぬといふふうに規則で決めてあると、こういうお話でございまして、現在、このたびの改正法では司法書士の事務所のほかに協会の事務所も持つことになつておりますので、それで私は法律に決めてないからここで持つことができることにしたのかと、こうとつたわけでございますが、もちろん規則は改めてもらねばならぬですけどもね。

そこで、協会の理事という人あるいは職員となつておる人が司法書士である場合に、その人は協会だけでしか仕事ができないといふふうに限定されることになるのか。あるいはそうでなしに、協会とは別に自己の事務所も持つことができるのかといふ問題があるわけなんです。自己の事務所を持つておる人が理事になつた場合は実質上事務所が二つあることになるわけですか。それで、一体この二つの複数の事務所の設置を認めるのか、あるいは理事となつた場合には自己固有の

事務所は閉鎖して協会でのみ仕事を行うのか、こういう問題があるわけですか。これは職員の場合も同じなんです、いかがでございませうか。

○政府委員(枇杷田泰助君) 司法書士は事務所を設けなければならぬので当然事務所を持つてゐるわけでございますが、その司法書士の人が協会の理事になつたという場合には当然に個人の事務所を閉鎖するなんというふうな関係に立つものではございません。それは司法書士である以上は自分の司法書士の業務を行う事務所を持つてゐなければならぬわけでございます。協会にも事務所がございまして、これはあくまでも協会の事務所でございますが、司法書士法あるいはその規則で言つてゐる司法書士の事務所ではないわけでございます。したがひまして、その理事になつた方は協会の仕事をする場合には協会の事務所でお仕事もなさるでございませうが、司法書士として仕事をする場合には、これは本来は自分の司法書士の事務所、個人の事務所であるのが原則といふことになるわけでございます。そこら辺は業務の内容によるわけでございます。

一番はつきりしておりますのは、理事さんが協会の庶務的な仕事をされるという場合には、これは協会の事務所でおやりになるのが当然だろつと思ひます。しかし全く協会とは関係がない個人としての依頼者からの嘱託を受けた司法書士の業務をやる場合には自分の事務所でおやりになるのが、これが原則になるべきものでございませう。ただ、協会の仕事として司法書士の業務に関するような仕事をもしやるという場合には、これは個人の司法書士の面をとらえますと個人の事務所であるのが原則になりますけれども、協会の仕事としてやるという場合には協会の事務所であることもこれは特に違法だといふわけにはいかないだらうといふ関係が生ずる問題だらうと思つております。

○飯田忠雄君 ここで非常に疑問がわいてくるのですが、協会は司法書士業務をする力があるわけですか。そういうことを許されておる。しかも協

会の仕事をすると、いつたて法人という目に見えぬ団体が仕事ができるはずがないので、法人を構成してゐる自然人である司法書士の資格を持った人が行方わけでございますね。そうすると、自然人である司法書士の資格を持った人が司法書士の仕事を行ふ、協会において協会の仕事としてその司法書士の仕事を行ふといふことは、協会が行い得る司法書士の仕事を行うのではないか。そうでないならば、個人の司法書士といふものから離れて協会を構成する職員なり協会を構成する理事としてのもの、協会構成という言葉は悪いんですが、協会において働いておる理事なり職員といふものが協会の司法事務を行うことになるのではないかと。

その場合に職員なり理事なりの司法書士という資格は、これは協会の司法書士の資格なんです。協会が持つておる、協会が自分の仕事をやるための道具であるわけです。そういうものが協会においては必要で、それを切り離して協会の司法事務処理ということはできないはずなんです。ございますが、それを認めますと、その協会の職員となんた人あるいは理事、これは協会の名前において一つの事務所を持ち、自己の名前において別の事務所を持つというわけでございまして、同一の自人である司法書士なんです。同一の自然人である司法書士が協会の名前において事務所を持ち、自己の名前において事務所を持つ。これは複数の事務所を持つことに実際上はなりますね。そういうことになりますという、やはり複数設置禁止といったようなことは実質的には崩れておるのではないかと、こう思われますが、その点いかがですか。

○政府委員(枇杷田泰助君) 司法書士である理事の場合には若干複雑なわかりにくい關係に立つたかも知れませんが、私どもの考え方は十七条の七の二項で書いてございますけれども、協会が發注官署から受けた事務、これを司法書士に配分をしまして、そこで實際上の仕事をさせるといふのが原則だというふうに考えております。したが

いまして、協会内部では定款にあるいはその定款規定に基づく規則かなんかで配分のルールというものを書きこんで決められるものだというふうに思っておりますが、その配分ルールに従って配分を受けて仕事をする司法書士というものを原形として考えておるわけでございます。

その配分を受ける司法書士の中にたまたま理事である者が入ってはいけないという理屈はございませんから、理事もまた配分を受ける司法書士としてその仕事を受けるということもあり得るわけであります。この場合には理事として受けるのではなくて、いわば配分ルールに従って受ける個人の司法書士という資格で受けるわけでございますから、その場合にはその個人の司法書士の事件受託と同じ関係に立つわけでございますので、自分の事務所です仕事をするのが本則になると思います。

ただ、配分ルールで決めましても、最後にだれも事件の受け手がいない、そういうことはまずないと思います。い、しかし協会としてはどうしてもその仕事をやらなければ発注官庁との間の契約違反になるという場合には、まさに業務執行権としてその仕事をこなしていかなければならぬという場合で理事が仕事をするということも理論的には皆無ではないと思います。そういう場合の理事は、個人として配分を受けた、要するに協会から委嘱を受けた立場ではなくて、協会の業務執行としてやる場合でございいますから、これはその協会の事務所です。ということができる原則になろうかと思ひます。しかし、そういうふうな理事が業務執行そのものとしてやるというケースは、先ほど申し上げま

した配分の規則の中では極めて例外中の例外としてしか扱われない。むしろ実際上はあり得ないことだと思えますので、ただいま御心配のことは現実問題としては余り生じないのではないかとこのように思っております。

○飯田忠雄君 協会が法人の業務執行機関として登録事務を行うということは余り起こり得ない、

こういふお話でございましたが、実は司法書士の方
 方が一番心配しているのは、そういうことが起こ
 り得るのではないかという御心配であるように思
 われます。理事がみずから仕事をやっていった場
 合に、これは理事一人でもって補助者を多く使え
 ば、大抵全部の公共嘱託登記はできるということ
 になってきますと、結局一般の方へ仕事が回らな
 いようになるのではないか、こういうことが今日
 司法書士の方の中で真剣に考えられて心配をされ
 ておることであります。

それで、きょう民事局長のお話で、そういうこととは余りないんだというお話でございました。これは法務省としてはそうないであらうことを望むという、こういう御意見であらうと私は拝聴いたしました。司法書士会が果たして法務省の御見解どおり動くであらうかという点が心配だというのが個々の司法書士の方の心配されておる点でございまして、この点につきまして法務省としての将来の監督権ですね。どのように監督をなさって間違いないようになさるおつもりであるのか、伺いたいと思います。

○政府委員（枇杷田業助君） 一般的に申しまして、公益法人でございますから、その業務の執行につきましてその主務官庁としての監督権からいろいろなことを申し上げるということとはあり得ると思います。ただ、この協会の内部のことにつきましては一から十まで監督による命令で動かそうというつもりは実は私どもないわけでございます。よほどのことでなければそういう監督権は発動すべきものではないというふうに考えております。

先ほど御心配になりましたような事情というのは、理事が要するに社員であるとか、あるいは司法書士の多くの方々の意向に反して自分が仕事をまとめてとってしまおうというふうなことの心配だらうと思います。しかしながら、理事は社員総会によって選任されるものであります。したがって、全く不都合なことをする理事の場合には社員総会でそれを解任することも可能であるわけであ

ります。しかもまた、先ほど申しましたように、配分のルールというものを規則で恐らく決めると思っています。その規則も社員の総意で決めるべき事柄でございます。そういうふうなことを無視してするという者がある場合のその排除、是正の仕方というのは、まさに司法書士会の方でかねがね言っており、またこの法律が目指しております自主性の尊重、自律性の尊重という面からいたしますと、みずからが律して始末ができる事柄ではないかと思えます。また、仮に協会の方がそういうことでうまくいかないという場合には、会の方から今度は助言をするというふうなこともできるようにいたしておるわけでございます。

いずれにいたしましても、その社員であるとかあるいはその業務に携わる者は、みんな同じ会の司法書士会員でございます。そういう者の集まりが協会をつくり、そしてまた会という立場で側面から助言をするという仕組みになっておりますので、むしろ非常に自主性を尊重して、自分たちの立場を尊重してくれということを声高らかにお願いしておる司法書士の皆さん方が、自分たちで自律できないから心配だと言われるのはむしろ私はどうかと思っておる次第でございます。必ずやうまうまいくであらうと思えます。万が一うまくいかなかった場合には公益法人に対する主務官庁の監督権を発動するということは、余地は十分にあると思います。第一番目にはまず自主的におやりいただきたいというつもりであります。

○飯田忠雄君　それでは、これは非常に小さな問題で恐縮ですが、実は司法書士の方からお尋ねがあったので、私に理解ができないので御質問申し上げますが、司法書士法の第二条に掲げておりまゝところの司法書士の業務は不特定多数の人により囑託を受けて登記事務をすることだ、こうなっておりますが、協会の仕事の方は法人の業務執行機関として登記事務を行うのであるということになりますと、これは不特定多数のじゃなくて特定の法人の業務執行機関として登記を行うのです

から、司法書士法に書いてある司法書士の業務とは性質が異なるのではないかと、こういう疑問なん

でございませうが、この点はいかがでしよう。
○政府委員(批田田助君) 私もそういう疑問の真意というものはよくわからないのでありますけれども、なるほど司法書士の業務というのは特定の人のために門戸を開くものではなくて、だから誰でも受託を受けなければならないというふうにな

っております。正当な事由がなければ嘱託を拒むことができないという制度になっておる。そういう意味では広くだれからでもということになるわけでございますが、したがって官公署等からの嘱託も拒んではいけないという原則があるわけです。ただし、その一定の範囲内の事業に係るものについては、これは司法書士としても受けられるけれども、その一定範囲のものについてはその協会が仕事を受けられるというふうにしただけのこととございまして、司法書士の本来あるべき姿というものを一つも変更したものではありません。先ほど来申し上げておりますように、司法書士でない協会に司法書士の業務をさせることができるようにするといふために一定の制限を加えただけでございまして、司法書士制度の本来の性格を変更したものではありませんというふうに考えます。

○飯田忠雄君 この質問は、実は協会の職員がいろいろ司法書士の仕事に類することをやったとしても、それは司法書士法に言う司法書士の仕事じゃないんだから違法ではないか、ですから、その協会の理事がおられて、そこへたくさんの非司法書士の人、司法書士でない人を雇いまして仕事をすることも一向差し支えないではないか、司法書士でない人がその仕事をしたとしても、それは元来司法書士法に言う司法書士の仕事をしたのじゃないんだから差し支えないではないかという、こういう意味での質問であつたわけですね。

そこで、関連しての質問ですが、業務執行を手伝った補助者の身分でございませうが、これは協会との関係でいいますと職員なんですか、職

員じゃないんでしようか。例えば協会が引き受けた仕事をほかの司法書士にやっていただくために配分いたしますね。その場合に、それは補助者として認め得るのではないかと、補助者ではないか、こういう見解なんですか。補助者であれば、協会との関係でその司法書士は職員となるのか、あるいは職員でないのか、こういう意味ですが、いかがでしよう。

○政府委員(批田田助君) この協会の内部におきます職員というのが実質的には個人の司法書士の事務所の中で同じことをやっていたとすれば、補助者の仕事だという評価を受けるような仕事があるいはあるかもしれない。しかし、あくまでもそれは協会の事務としてやっている限りにおいては、これは司法書士の補助者ということにはなりやうがないわけでありませう。なぜならば協会は司法書士でございませうから、司法書士の補助者というにはならない。ただし、その職員の仕事は協会の庶務的な仕事というものを離れまして、かなり実質的に司法書士の仕事そのものをやるといふ関係に立つ場合には、これは先ほどの御質問との絡みにならうかと思ひますけれども、これは司法書士法違反になるというところになるわけ

でございまして、どうもただいまの御質問もどういふ観点から先生の方に問題を提起したのか、ちやうと真意を解したい面もありますけれども、性格論的に申しますと、協会の職員は協会の補助者といふことはあり得ないといふことは明確に申し上げることができようかと思ひます。

○飯田忠雄君 ちょっと私の質問の仕方が悪かったかも知れませんが、協会ではいろいろ仕事を受けてまして、それを協会でない、外の、協会の会員ではあるけれども職員じゃない司法書士、それに仕事を請け負わしたという場合に、協会がやるべき仕事を請け負わしたんですから、これは協会の補助者ではないか、普通の司法書士は補助者ではないか、その補助者は広い意味では協会の職員といふことにならないか、こういう質問なんです。

○政府委員(批田田助君) それは誤解をいたしました失礼いたしました。協会が、先ほど例外的に理事が業務執行として実質的な仕事をする場合もあると申し上げましたけれども、それは全く例外でありまして、原則的には司法書士にその仕事をまたさらに委嘱するわけにございませう。その委嘱関係におきましては、協会と司法書士との関係は通常の場合の一般市民の方々が自分の登記事件について司法書士に委嘱する関係と同じでございまして、そこは別にその司法書士が協会の職員になるわけにはない。例えば、ある商事会社が自分の商業登記に關係する事件を処理することを司法書士に頼んだ場合に、その委託を受けた司法書士が委託者である会社の社員にならないといふのと全く同じ關係に立つものだと思います。

○飯田忠雄君 このたびの改正法の文字を素直に読んだ場合に協会自身が司法書士の業務を行うというふうな読めるものですか、これが原則であつて、下請に出すのはこれは二の次だといふふうな読める規定になっているものですか、それですういふ疑問が生じてきたんだと思ひます。

そこで、もう時間がありませんので、一つ最後に罰則の点ですが、協会にも司法書士に課した嘱託拒否禁止が義務づけられております。協会の義務違反行為につきまして協会の理事または職員を罰するものとしておりますが、この規定は義務のない者に義務違反を認め、権能のない者に法が禁止する事務、いわゆる司法書士の無資格事務を強制的なものであると思ひますが、どうでしようか。つまり罰則の対象とされるものは司法書士の資格を有する理事または司法書士の資格を有する職員だといふふうにして、単に「理事又は職員」と、こう書いてありますので、司法書士の資格云々を離れて罰せられることになるのですが、それはどういふことでしようかと、こういう質問でございませう。

○政府委員(批田田助君) この協会は自主的に司法書士といふことに扱うわけにございませう。したがひまして、官公署の方が協会にこういう公共

事業の關係の仕事を受けてくれといったときに拒否をするようではこういう協会をつくつた意味が成り立ちません。したがひまして、正当な事由がなければ協会はその嘱託を受けるべきでありまして、協会は受けるという義務は当然に負うわけでありませう。ところが、その拒否をするという場合に、協会は自然人ではございませうので、実際に拒否行為を行うといふものは、これは自然人、協会内部における自然人でございませう。多くの場合には業務執行権を理事が持っておりますから理事が拒否をするだらうとは思ひますけれども、内部關係から申しますと、例えば会社の場合には取締役でない部長とか課長とかが交渉権限を持つてやるといふ例もあるように、協会でもそういう業務執行権を持つていない職員が事実上交渉権を持つてやるといふこともあるだらうと思ひます。そういう自然人が拒否をして、その結果受託が成り立たないといふ場合には、これは資格の問題ではなくて協会の業務のあり方の問題になります。

したがひまして、そういう拒否をした場合には協会の理事と同時、事実上その拒否行為をした理事あるいは職員を処罰すべきだといふことになつてございまして、それは司法書士の資格を持つていない理事とか資格を持つていない職員とかといふことには論理的に結びつかない問題でございませうので、したがひまして、そういう資格の制限はこの規定の上では置いておらない次第でございませう。

○橋本敦君 じゃ、引き続きまして、私の方からも法案に即して質問をさせていただきます。

まず、基本的な問題でありますけれども、今回の改正は、一つには司法書士会と土地家屋調査士の会、いわゆる両士会でありませうが、この両士会における自主性の向上や自治機能の強化、こういう方向で非常に重要な第一歩を開くものだといふようにとらえることができようと思ひます。

それが一つは登録事務がそれぞれに会に移譲されるということになつてあらわれているわけでありませう。しかし、これは両士会の多年の要求ま

た念願に基づくものではあります、果たしてこれだけで十分かということになります、今後とも両士会の社会的地位の向上や、法律実務専門職としての資格の確立や、それと合わせてさらに自治機能の強化に向かつていくのが私は大事な課題だろうと、こう思っているわけであります。

そういう意味で、この法案は両士会の自主性の確保あるいは自治機能の強化についてはこれだけで終わるのではなくて、新たな第一歩を開いて、今後ともそういう方向に向かつて法務当局としても指導なり助言なりを深めていく、こういう立場で見えていたかなくてはならぬ問題だと、こう思っておりますが、その点についての基本的なお考えはいかがでありますか。

○政府委員(批田田助君) 司法書士法、調査士法ともに会の制度を設けておりまして、強制加入の措置がとられておるわけでございます。そういうのは、会がといいますのは、その会員がお互いに戒め合い励まし合い、切磋琢磨して、そして自律的に自主的に司法書士会あるいは調査士会の会員の資質を向上し、そしてその両制度の目的とするところを十分に実現してもらうということをお願いしているから会制度ができ、強制加入制度ができおるわけでありまして、したがって、会がますます自律性を高め、自主性を高めていくというところは、これは本来司法書士法、調査士法のねらっておるところでございます。そういう方向にいくことについては、私も大いに期待をいたしておるところでございます。現にこの両制度ができましてから今日まで、そういう面では、言葉は適当でないかもしれませんが、両会とも相当な成長を遂げたというのを感じておる次第でございます。したがって、方向としてはますますそういうことで会の自主性が高まっていくということは望ましいことだというふうに考えております。

○橋本敦君 そこで、まず問題になる登録事務の移譲に關して若干の質問をしたいと思うのですが、これは法案によりますと、登録は当該範囲の

会を通じて連合会に行う、そして連合会がその登録を行うというように第六条第二項で決められておるわけですね。そこで、この連合会がこの機関が登録を受理し承認するというように法務当局は考えていらっしゃるのか。これが一つの問題点。

それからもう一つは、単位会を通じて申請をするという手続になっておりまして、私はこれは当然だと思うのですが、それに加えて登録を受理するか否か、あるいは登録の取り消しに關してもそうですが、現場において最も密接な關係を持ち、また最も具体的に判断しやすいは連合会よりもむしろ当該単位会であると思うんです。したがって、登録の受理に關して単に手続的に申達するだけではないで、単位会としてその登録に關連して意見を連合会に言うことができるし、連合会もその意見を徴するという手続をとることは決して私はマイナスではない、いい方法だというように考えておりますが、局長の御意見はいかがですか、お伺いいたします。

○政府委員(批田田助君) ただいまのお話の連合会と単位会の關係でございますけれども、単に機械的に書面の送達機關というふうなことで単位会を位置づけるべきではなくて、むしろ連合会の方で判断する資料を単位会の方では積極的に取りまとめ、そして意見があれば意見を述べるといふ關係にしなければならぬと思つております。そういう關係につきましてもまさに会内部の仕事のやり方の問題でございますので、連合会の会則でその辺は明記をすることが私も望ましいとかねがね思つておりますし、連合会の方でも大体そのようなことで処理をされるように聞いております。

○橋本敦君 私もその点は同感でありまして、十七条の二によりまして、それぞれの会がこの登録事務に關連して規則を制定するというものになつておりますから、当然その中でその問題も解決されるであらうというふうに考えておるわけでありまして、したがって、この第十七条の二で、会の登録に關する規定を会則として連合会も設けなく

てはならぬ、こうなりますし、単位会もそれに照応した規則を定めることが当然みずからの権限として出てくるわけですね。

そこで、そういうように自主的に登録の手続に關して決めていくわけですが、客観的には登録を拒否してはならない場合、それは一定の要件があれば当然受理されるということが期待されているもの、それから今度は受理してはならない場合が恣意的にならないように、法で特定の場合には受理できないというところは客観的に決められている。こういうことで恣意に流れないように法制度も当然できているわけですね。それはそれでいいんです。それはそれでいいんですが、今度はそれと關連をして、登録審査会というものが片一方でまた設けられてくるわけですね。そこで、これらの有機的な關係をどのように会の自主性と民主的な自治という観点から、整合性あるように解釈していくかという問題について、若干私はこの登録審査会の問題について疑問を持つ点がありますので、これをただしたいと思つております。

つまりその第一点は、登録を取り消す場合、この登録審査会の議を経なくてはならない、こうなつていますね。そのこと自体は登録の取り消しを慎重かつ公正にやるという趣旨でこの規定を置かれたのかと解釈するのですが、それはどうでしょう。そしてまた登録を受理するときは、これはさつき局長がおっしゃつたように、こういう審査会を通じないで、連合会が連合会の理事会なり適当な委員会なりで自主的に決めればよいわけですが、登録を受理しない場合はやっぱりこの審査会の議を経るということになつてくるのかどうか。そこらの整合性ある解釈はどうなのか、まずこれを伺いたいのではありませんか。

○政府委員(批田田助君) 登録の申請がありまして場合には、これは連合会の方で具体的にどういう機關を設けるかというものは最終的に決まつていくように私は伺つておられますけれども、何かただいまおっしゃつたように、理事会でやるか、あるいは既存の委員会であるかということで処理

をされると思つても、そういう機關で問題ないと思つてもそれはもう受理をするわけでございます。そこで拒否事由があるのではないかと、これを判断された場合に審査会にかけられるわけでございます。その審査会にかけられる前に、場合によつてはその御本人に弁明の機会みたいなものを与えるとかというふうな手続をとることも考えられるわけでございますけれども、一応受理が實際問題としても原則になりますから、そこでオーケーならば審査会のところには何にも置かないでその受理をしようという形で動くものと思つております。

○橋本敦君 そこで、登録審査会が設けられているのは、一つは理念的に言えば会の自治機能に資するということもありますが、不当に取り消されない、不当に登録を拒否されない、こういう個別の權利を客観的にやっぱり公正に守らなくてはならぬという要請もあるわけでしょう。そういう面からこれを見てみますと、これは連合会の請求によつてこの登録審査会が審査を開始するわけですが、その場合に会長はこれは連合会長になる。そしてその他の委員は法務省の職員、司法書士あるいは土地家屋調査士あるいは学識経験者ですが、いずれも法務大臣の承認を得て会長が任命する、こうなりますね。そうなりますと、法務大臣の承認ということで、ここは突然、登録の受理の手続の中で自主的にやつていられるという組織の中で、ここで法務大臣の人事権あるいは監督権が委員の承認という形で出てくるんです。

そこで私は、もう一つの疑問は、そういうようにして登録が取り消された場合、あるいは登録が受理されなかった場合はこの六条の五の規定によりまして、これは行政不服審査法に基づいて法務大臣に審査の申し立てができますね。そうしますと、こういうことになるんですね。登録を取り消されるその手続が審査会の議を経てやられた、その審査会の委員は会長を除いてはか皆さんはこれは法務大臣が承認をした人たちである、その中には法務省の、さつき第三課長とおっしゃいまし

たが、有力な職員も入っている。こうなりますと、不服審査を申し立てても、法務大臣が審査をするに当たって、先入観とは申しませんが、客観的に公正な判断が装える姿になるかと、こう言いますと、一定の判断を法務当局の側で経てきたというように考えられますと、これは行政不服審査法という手続がせつ々ありながら、十分救済機能を持たせたいといううらみが出てこないかという問題を私は感ずるんですね。

そういう意味で登録審査会をもつと本当の趣旨にあつたようにするには、この法務大臣の承認というのには要らないのじゃないか。あるいはこの構成について会長が任命をする場合に、その中に法務省の職員は必要であらうかという問題を私は感ずるんですが、局長のお考えはいかがですか。

○政府委員(枇杷田恭助君) たいまい御指摘の問題につきましてもいろいろな考え方があろうかと思ひますが、この登録審査会というのは、登録の拒否だとか登録の取り消しだとかという重要な問題について、恣意的にされたいけないかというのを担保する、そういう制度であることは御指摘のとおりであります。そういう意味でこの審査会自体の構成が連合会の恣意的につくられるものであつてはいいないという要請もまた出てくるわけであつて、その担保をどうするかということで、法務大臣の承認ということからしめていくわけであつて、この承認というのは法務大臣が人選するわけではいいないのであります。連合会の方で人選した者について法務大臣の方が承認をするということでごさいますと、消極的な立場に法務大臣は立つておる。ですから、そういう恣意的に人選をしたものでないということが法務大臣としてわかればそれで承認をするという、そういう立場に立つわけでごさいます。したがういまして、そういう意味合いでは法務大臣の具体的な事件についての見解がそこで方向づけられたということには当然ならぬいだらうと思ひます。

それから、法務省の職員が入つておるといふことになりますと、審査会の意見イコール不服審査の場合の法務大臣の裁決の内容につながつていくだらうという、そういう感じがあるじゃないかと御指摘は、あるいはそういうふうな目で見られる方もあるかもしれないけれども、この審査会というのは五人構成でございまして、これを定数とか議決数とか、どういふふうにするかというの、これは会則で定めていただくことになりまふけれども、いづれにいたしましても、法務省の職員というのは、仮に将来不服審査になつた場合の上級庁の判断をする実質的な参画者であるといふことがあつたにしても、五分の一の票でございまして、しかも、むしろそういう面よりも審査会の中に法務省のそういう経験のある者が入つて十分に意見を言つた方が、いづれまた公正らしさというものも余計担保できるだらうというふうな面からいふと、見ようによつていろいろの御意見が出てこようかと思ひますが、ほかの類似の業法の制度なども勘案いたしまして、実質的に一番公正にでき、そして公正らしさがまた認められるというの、このように形ではなからうかというところでこの案にまゐつた次第でございまして。

○橋本敦君 これは局長と論争やつていても、こういう形で法案が出てきておるわけですから、局長の意見がそう簡単に変わるとは私思ひませんけれども、問題の指摘としては将来検討に値する問題を私は指摘しているつもりです。

例えば懲戒の場合は聴聞という規定がありまふ。この登録審査会は登録を拒否される人、あるいは取り消されようとする人が自分の救済のために開いてくれというのじゃないかと、これは逆に連合会の請求によつて開くということですから、もとと救済機関の性格を持つてないという面があらうまふ。だから、したがつて局長もおっしゃつたように、この審査会の審査の過程では何とか当該本人の意見も聞くようにする必要があるだらうとおっしゃつたわけ、それはこの法にはあらうれておりませんけれども、書いてありますか。

そうですか。第何条ですか。この審査会の過程で私が見た限り気がつかなかつたんですが。

○政府委員(枇杷田恭助君) 六条の三の二項、ここで登録の拒否の場合に、あらかじめ通知をして、そして弁明する機会を与えなければならぬとなつております。これが登録拒否でございまして、それが登録取り消しの場合には六条の九の三項にその準用規定を設けております。

○橋本敦君 わかりました。失礼しました。ということ、意見を聞くという機会はあるにしても、その審査会の構成自体が、あなたがおっしゃつた本当に公正らしさが客観的に担保できるかどうかという点について私はさらに検討を深めてほしいという質問であります。

こればかりやつておるわけにいきませんので次にいきますけれども、なぜそういう点を指摘するかといふと、登録事務の移譲に關して国の指導監督の範囲はどの範囲にすべきか、あるいはその境界はどうかという点に關連をして、六条の十二という規定が設けられておるわけですね。だから、この六条の十二という規定の解釈と運用がどうなるかといふことによつては、せっかく自主性確保といふことで権限が移譲された登録事務の問題に關連をして、せっかくの自主性確保がなくなつて、法務省の監督が法定した以上に強化されるということになつてもいけないわけですね。

この六条の十二で「必要があるときは、」報告若しくは資料の提出を求め、又は勧告をすることである。』という規定の運用は極めて慎重に会の自主性を損わないようにやつていかなくてはならない、こういう要請が片方にあるでしよう。片方では審査会の委員の任命に法務大臣が承認権を持つ、こういうことになつておるでしよう。だから、そういうことを全体的に整合性あるものとしていくためには審査会の問題についても工夫を要するのではないかと御指摘をしたわけですが、話をもちに戻して、この六条の十二による法務大臣の勧告あるいは資料提出要求、こういったものが

どういう事態を予想して、あるいはどの限度でなされるものとお考えなんでしょうか。

○政府委員(枇杷田恭助君) この規定は、もとと司法書士あるいは調査士の登録事務というのは国の行政事務であるといふところから、これを民間である連合会に移譲するについては、内閣として行政権の最終的な責任を負わなければいけないといふことの關連づけで何らかの行政責任が負えるようなルートはつけておく必要がある、そのために先ほど来橋本委員も御指摘のような自主性と整合性を考えながら最小必要限度の程度の規定を置けばいいの、置けば足りるのかという点で一番苦心をしたところでございまして。

この關係につきまして両連合会とも随分意見の調整をしたわけでごさいますけれども、結局このような形で最小限度のつながりをつける必要があるといふことでもなつた案でございましてけれども、実質的には先ほど来おっしゃつておりますように、この登録事務を移譲するにいわば便乗して法務省の監督権限を加えていくかといふふうなことは毛頭考へておらないわけでありまして、したがういまして登録事務に關するものに限局をし、しかも監督といふ言葉を避けていわば報告を求めたり勧告をしつたりするといふ点にとめておるわけでごさいます。

そこで、私どものそういう姿勢をお酌み取りいただけたと思ひますが、具体的に、そういうことはまずないだらうと思ひますけれども、非常に登録の事務が滞滞する、単位会の方に登録の申請をしても、いろいろ時間がかかつて申請者の方から苦情が出るとかいうようなことがあつて、あるいはその事務手続上証明書とかそういうものがうまうま発給できないといふふうな問題が仮に生じたという場合には、もっと早く迅速にやるような手続を考えないとか、事務局をもつと整備しないとかといふふうな勧告は法務大臣としては当然すべきだらうと思ひます。そういう意味での報告を求めたり勧告をするといふふうなことを第一義的には念頭に置いておる規定でござい

す。
○橋本敦君 わかりました。だから、したがってこの規定が自主性の促進ということと矛盾しないような運用と具体的な実際上の方向づけは今後考えていかれる、こういうことだろうと思うんですね。

そこで、自主性の確保について次の問題に移っていきますが、十五條の二の關係であります。これによりまして司法書士会の会則、これは法務大臣の認可事項でありますけれども、この法務大臣の認可から一号、八号、九号、これが省略をしてなくなるということで、それ自体は会の自主性を確保するといふ配慮からきた私は当然の規定だと、こう思うんです。そこで十五條それ自体を見てみますと、法務大臣の認可が省略されたのは会の名称や事務所所在地、それから資産、会計に關する規定、会費に關する規定ということで結構ですが、その他にもこの十五條の規定から法務大臣の認可を要しないで会が会則で自由に制定、変更できる、そういうのがあるのではないかということを私は感じるわけですね。

例えば「役員に関する規定」と、こうありますが、これはやっぱり先ほど登録事務でもどの機関でどういうように承認するかはそれぞれの会則に任せるということをおっしゃいましたが、役員に関する規定というのは私は自治機能の中でも極めて基本的な問題ですから、これは法務大臣の認可を特別に要しないで役員に関する規定はこれは省略をするということではないのか。同様に決議決定機関をどこに設けるかという、これもまた役員の選出が自由であると同様に機関の意思決定のプロセスも自由でありますから、これもそうではないか。

それから、さらに「司法書士の品位保持に関する規定」と、こうなりますと、司法書士の品位を國が監督するというのはおかしいわけでありまして、品位保持それ自体は本法そのものの中にも当然司法書士はそれなりの、あるいは土地家屋調査士はそれなりの品位をみずから守らなくてはなら

ぬというのはこれは決まっているわけで、これに
関する規定を大臣の認可にからしめるといふの
もどうかというような気もするんですが、今度の
改正に関連をして、そのあたりまで検討されたの
かされなかったのか、今後の課題に残されたの
か。そこあたりはいかがですか。

○政府委員（批田田業助君） この会則についての認可事項をどのように整理するかということにつきましては、私どもも慎重に検討いたしましたて、また両連合会とも十分に意見の交換を行ったところでございます。したがいまして、ただいま御指摘の役員、会議あるいは品位保持等に関する規定についても検討を加えたことは間違いないのでございませけれども、役員に関する規定とか会議に関する規定というのは会の中心的なものでございませす。したがいまして、これは自主的に決めている事柄であるという面についてはおっしゃるとおりかも知れませけれども、会社とか公益法人とかという場合には定款の中心事項に当たするような事柄でございませすので、公益法人の場合には当然に主務官庁の許可を得るというふうな性質のもの

でございます。したがってこういうことについては、何と申しましょうか、やはり法務大臣の認可で、いわばきちんといいますか、というふうな形でした方がいい。まあこれもめつたに改正の対象にもならないという点もございますけれども。

それから品位保持の關係につきましては、その司法書士会のいわば目的でございます十四条の二項に書いてございますけれども、法人の場合には会社の目的、事業の目的というのに当たるような事柄でございますので、ここはいわば全国統一的にと申しましょうか、そういう品位保持の規定

が、まず削除されることはないと思いますけれども、それがきちんと維持できるということは司法書士会、調査士会の本質的な事柄である、そういうものは自主的につけ加えたり削ったりということにもなじまないだろうというようなことで、何と申しますか、司法書士会、調査士会の会の組織

の基本事項あるいは目的事項については、まだこの際認可事項から外すというのは問題ではないかという点で見送られているわけでございまして、調査士会、司法書士会の方からこれを認可事項から外せという強い御意向もあつたわけではございません。確におっしゃるとおり、常に司法書士

会、調査士会の運用の実際を見ながらこういう問題は見直していくべき性質のものでございますから、これで絶対にやらぬというものではございませんけれども、そういういきさつで認可事項に残した次第でございます。

○橋本教君　局長がおっしゃる立場に立ってみても、会則には目的に関する事項を決めなさい、役員に関する規定を置きなさい、会議に関する事項を設けなさい、あるいは品位保持に関する規定を置きなさい、このことを法で決め、そしてそのことを確定していくということ自体、私は公益性のある法人としてこれは構わないと思うんですが、その中身を会則で実質的に決めようとする場合、一々大臣の認可ということについて今意見を申し上げたわけですね。これは将来の検討課題として

さらに考えていかななくてはならぬと思うんですが、今回の改正法によりまして、省令である施行規則の改正が具体的に日程にのぼってくると思います。

そこで、この改正に伴って、当局としては省令の改正をどういう方向で、今どういう段取りで準備をなさっていらっしゃるのか。アウトラインを聞かしていただきたいと思います。

○政府委員（**批田田業助君**） この法律が成立をいたしますと、司法書士法、土地家屋調査士法、両法の細則を改正しなければならぬことになりましたけれども、大きく分けて登録移讓関係による改

正と、それから公共嘱託登記関係による改正と、二つの大きな分野に改正事項が分かれると思います。

まず最初に手がけなければなりませんのは、公共嘱託登記の方の施行期日が先でございます。すくなくともその設立の手続がなされるということに

もなつてまいりますので、これを先にやりまして、その次に登録関係の省令改正をいたしたい、二段構えで進めたいと思っております。

公共傭託関係につきましては、先ほど来いろいろ議論が出ておりますように、協会の設立許可の際に連合会と十分に意見調整をしてやった方がいい

いという点がございます。そういう意味で、連合会の意見を聴取するというふうな内容のものが必要ではないかというのが検討事項でございます。それから、協会が法人としてここで法律で認められたわけでございますので、どういうふうないわゆる基本的な帳簿を備えておくべきかというふうなことも細則で決める事項ではないかなというふうに考えております。

それから登録関係の改正につきましては、法務局長、地方法務局長が登録事務を取り扱っておりますのがなくなりますから、論理必然的に整理をしなければならぬという条文がたくさん出てまいります。名簿の登録事項の定めのようなものはこれは要らなくなります。それから登録申請書の記載事項というようなものも当然要らなくなるわけ

けであります。それから、今度は登録関係が連合会の方に参りますと、逆に法務局の方がその管内の司法書士、調査士を把握するということが必要になってまいります。そういう意味で会の方からこちらの方に連絡をもらおうという手続、それからけさほどもちょっと出ましたけれども、懲戒処分などをした場合のそういう連絡、通知の問題、そういうようなことが登録移譲関係では規則の改正事項として当然出てくるということになろうかと思ひます。

○橋本教君　その点はわかりましたが、最初に手をつけられる嘱託登記関係ですね。これは今急が

れるという話ですが、後の方でちょっとした登録移譲関係に関しての省令改正、この点からちよつと私の質問の順序としては話を進めさせていただきたいと思います。

その点で言いますと、施行規則、これは司法書士関係となっておりますが、土地家屋調査士の皆

さんについても同じであります。この登録移譲の關係で改正を要する点がたくさんあるというところは当然であります。そこで、私はその改正だけで今度の法改正の目的が本分に十分かどうかという観点で言いますと、両士会の会の自主性なり自治機能の向上という点から見て、私はこの省令の改正に際してやはり踏み込んで検討してもらいたいし、またもう必要があるという意見を持つておるものですから、その点を申し上げてみたいわけでありませう。

例えば登録關係は省きます。それはもう改正されるとして、それ以外に一つの問題を申し上げますと、十六条で「司法書士は、会則の定めるところにより、業務上使用する職印を定めなければならない。」という規定がある。これはここに書いてあるように「会則の定めるところにより」というから、会則にもう任せていいんじゃないか。なぜわざわざ省令で「業務上使用する職印を定めなければならない。」とまで書かなくてはならぬか。これは「会則の定めるところにより」と、こうあるんですから、会則にゆだねてこれは処理できるのではないか。こういう問題があります。

それから、さらに十七条で「事務所の見やすい場所に」「報酬に関する規定を掲示しなければならない。」こうなっている。これは国民のために大事なことでしよう。しかしこれも会則で決めてあるわけですね。だから、この省令でも「会則の定めるところにより」と、こうなっているんですから、これも会則で定めればこの省令から外してもいいのではないかと、こうに考えられる問題です。

それからもう一つ問題としては、十八条、十九条、これは業務に関する問題ですけれども、これなんかは当然業務の公正を担保するという意味からも会則自体で掲げていいことではないかというようにも思われます。あるいは補助者に対する監督責任もそうでしょう。

それからさらに一つ、司法書士は報酬を受けたときはちゃんと領収証を出さないといふことが

二十五条で書いてある。これもどういう領収証を出すからどうか、これはもう会則で定めたらいいんで、報酬を国民からいただいたらちゃんと領収証を出さないといふと、もう当たり前のわたり切ったことを省令でわざわざ決めなくてはならぬというのには、これはもう今とどうだろうかというように感じるんですね。

そこで局長にお願いしたいことは、この省令の改正にいいよこれから踏みかかるわけですから、この省令の改正も、今度の改正の本当の趣旨をよく生かすために両士会の意見をよく聞きながら省令の改正に手をつけていただきたいし、その際、今私が指摘をした自治、自主機能を本分に向上させるという意味でもう会則に任じていい、省令で省いていいという面は、これは本分に積極的に当局としても御判断なさって、会則に任せるというものは任すという方向も踏み込んで検討してほしいと思うのですが、いかがですか。○政府委員(北田恭助君) ただいまのお話、個別の問題につきましては私どもの意見をここで申し上げることはいたしませんけれども、十分に御指摘になった点は頭に入れて、省令改正の際には両連合会の意見も聞きながら十分検討してまいりたいと思ひます。

○橋本敦君 じゃ、ぜひその点はお願ひしたいと思ひます。

そこで、今度は懲戒権の場合に触れてまいりますが、本当は私は自主機能の強化という面から言へば、登録の自主的事務処理とともに並んで、懲戒機能を自主的に会自体が持つということに将来はなっていくなくてはならぬんじゃないか、またなるべきじゃないかという気がするんですね。ところが、今度はそれには手が触れられませんが、登録取り消しとの關係で今まで懲戒処分としてあった登録の取り消しが業務の禁止ということになつて、業務が禁止された場合は登録の必要の取り消しという方向で処理されることになつたわけですね。ところが登録の取り消しというのは懲戒の中でも最も重い処分ですね。だから、もともと懲

戒の重い処分として登録の取り消しがあった。その登録の取り消しが、最も重い懲戒処分が会の機能に移譲されたわけですから、それより低いランクの一定期間の業務の停止あるいは戒告、こういうこともそれぞれの会の自主的な機能に任せてもよいといふことの始まりではないかというように私は解釈をして、今後の課題かなと、こう思つて見ておつたんですが、この点について局長の考えはどうですか。

○政府委員(北田恭助君) 登録の取り消しが今度登録移譲に伴つて連合会に移譲されたことに伴つて懲戒権の移譲の、何といひましょうか、第一歩と申しましようか、そういうふうな感じで受け取つておられるような御意見でございますけれども、私どもの方といたしまして、これは事務処理の問題としてとらえているだけでございまして、いわば登録の取り消しの実質的な事由になるのは、法務局あるいは地方法務局の長の業務の禁止という、要するに懲戒処分に基づく処理でありまして、いわば従来の登録の取り消しという処分は業務の禁止に変わったというだけのことであつて、懲戒権の作用としての何かがしが連合会の方に移つたという形で考えているものではございせん。

しかし懲戒一般の問題としては、なるほど会に自律性、自主性というものがどんどん高まつてまいりまして、そして懲戒権をみずから行使できて、も少し支えないというふうな、そういう客観的な情勢になることは私も望ましいことだと思ひますし、最初に申し上げましたように、会はどこからかといへばそういう自律性というものを尊重して運営していこうといふことでこの司法書士法、調査士法ができておることも否定しがたいところだと思ひます。ただ、現行法の建前といたしますと、懲戒権そのもののまですすわけではないので、むしろ懲戒事実が生じないように予防的にお互いに戒め合い、注意し合つて、そして品位を保持し、業務の内容を充実させていくといふところに会の責任があるのだ、目的があるのだといふこ

とにしておるわけでございます。

そういう意味で、数年前の司法書士法の改正の際にも会の会員に対する注意勧告権といふものを規定いたしました。要するに未然に非違行為を防止するといふところに力点を置いております。これを積極的に今度は非違行為を犯した者についての懲戒権まで会の方に渡すのが適當であるかどうかについてはやや私は次元が違つた問題であらうといふふうに考えております。ただ、方向としてはそういうことが全く自律的にできるようになるといふ客観的な情勢ができることは望ましいこととてございまして、この懲戒処分の中でも重い軽いはございまして、非常に処分が重たいものであるといふことと、それからしばしば懲戒で問題になりますのは、会の内部規律違反で懲戒になるという事犯よりも、一般国民との關係で囑託關係について信頼關係を裏切るようなことがある。極端な場合には横領とか、それから文書の偽造とか、そういうふうなことがあつた場合に、会の内部規律として懲戒をするといふことで、国民側の方が納得するといふ要素が同時になければいけないと思ひます。

そういう面から考えますと、現時点において、懲戒処分をその会自体でやるというのにはまだまだ熟していないのではないかと、いふふうな気がいたしますので、私はむしろ現段階ではそういう非違行為が生じないように未然に防止するといふ關係での会の充実という方向をさらにさらに強めて、その結果、少しでも懲戒権が客観的に渡してもいいような情勢になるという、そういう自律の方をむしろ推進していくべき時代ではないかと思つております。

○橋本敦君 この問題は率直に言つて局長と私は根本的に見解がやばり違つたわけですね。

例えば局長、この十二条の關係で、法務局あるいは地方法務局の長に司法書士あるいは土地家屋調査士の皆さんに対して人事権は本来ない。ないにもかかわらず戒告といふ、これは人事権の本来的に権能の一つとされてゐるわけですが、そうい

うのをなぜ持つのだろうか。登録という自主的な権限が会に移譲される。したがって、登録の取り消しという最も重い処分は、それ自体は懲戒と別の次元とおっしゃるけれども、同じように機能して最も重い社会的制裁として会が自主的にそれをやるということになっているのに、業務の禁止という名前で法務局が別にそれと同じ権限を懲戒というところでなぜ持たねばならぬか。私はやっぱりいろいろ問題があると思いますよ。

そして、しかも両士会がその自主的な機能の強化と品位保持、業務の公正な執行のために会則にいろいろ自主的に定めて、その会則中心の運営が大事だということは先ほども言われたとおりでありますけれども、懲戒権をお持ちになるのは会則に違反した場合じゃなくて、はっきりこの十二条にもありますように、「この法律又はこの法律に基づき命令」ですから、法及びこの施行規則、こういうことに関連した違反にとどまっておいて、重視される会則違反ということになりますと、これは法務局はもう関与できませんから、それを理由に懲戒処分というわけにはいきませんから、法律でははっきりそうなっていますから、これは先ほどおっしゃった十六条の二の注意勧告権限によって会が自主的に行えるようになっていくわけでしょう。

だから、そういうことを考えますと、将来の課題としては本間に両士会の自主機能、自治機能の強化のために懲戒規定を含めて将来大きな検討課題になってしかるべきだというのが私の考えであります。きょうここでは決着がつきませんけれども、そのことを強く指摘して時間がありますから、次の問題にいききたいと思います。

今度は、いわゆる公職法人の設立の問題であります。これについては午前中からいろいろの議論がなされましたので、確認的な意味でまず最初に二、三伺っておきたいと思うのであります。一つは協会が設立されてもその協会自体に競争禁止義務が法律で決められておるわけじゃありませんので、円滑な運営をやっていくことのため

めには、これはやっぱり十分その設立の認可を通じて会の意見を尊重していくという手続が必要ですね。

そういう関係からいきますと、この協会は一法務局管轄単位で一協会ということが強くやっぱり望まれておるといふ事情もあるように私も伺っておりますから、この問題はそういうような方向で、局長の方もそれは相当だということをおっしゃったわけですが、相当だということをおっしゃったわけですから、相当だということの意味はやっぱり原則的にそれが望ましいという法務局の考えとして受けとめられるように私思ひますが、そこまでするおっしゃった意味なのかどうか、ちょっとわかりかねたのです。と言いますのは後で、将来事情によつては二つできてもそれが合理的な場合はいいじゃないかというふうにもおっしゃったものですから、ちょっと混乱したのですが、もう一遍そこを確かめたいんですが、どういふお考えですか。

○政府委員(批田泰助君) この協会は、単位としては法務局、地方法務局の管轄区域というものを中心にその社員の構成を考へておるわけでございます。しかも、その協会は正当な理由がなければその加入を拒めないわけでございますので、普通の理想的な形態からいいますと会員全部がその協会の社員になって、そしてみんな盛立立てて、そして公共事業がうまくいくようにやっていくということが望ましい姿であるというふうな、明文の規定で直截には書いておりませんけれども、全体の規定としてはそういうことを念頭に置きながらつくられておるわけでございます。

したがって、一つだということがむしろ前提だと、相当だというわけではなくて前提だというふうにもお考えいただいても結構かと思うのであります。法律で一つに限るべきですと、一つでなければいけないという積極的な事由がなければならぬわけでありまして、

ところが会によりましては、司法書士会で申しますと一番大きいところが千五百人、調査士会で

は千八百人ぐらいの会がございます。それから小さいところでは五十人とか八十人とかという会もあるわけがございます。その大勢千人を超すような会のあるところが果たしてそれは合理的な運営ができるかといひますと、あるいは問題が生ずるかも知れない。それからまた非常なその地域が分かれていろいろ広いところがあります。しかも地形的にかなり南と北とか、あるいは東とか西とかに分かれていろいろな、そういう都道府県もあるわけですが、その方が合理的だ、しかも仕事がたくさんくるようになったためにかえって一つだとやりにくいというふうなことがあるかもしれません。支部みたいなものを、従たる事務所を設けることを禁止しているわけではございませんから、それで賄える限りは私は賄った方がいいと思ひますけれども、あるいはその会の全体の意向として合理的に見て二つにしたい方がよいということが起こり得ないとも限らない。それを一つでなければいかぬというところはないだろう。

いわば合理性があるかないかの問題なんです、それは個別に判断するべきことだ、その個別的な判断をするのはまさに会員が決めることである。その判断に任せればよいだろうし、それからまた法務大臣が認可をする際には連合会の意見を聞くということにしておけば、司法書士業界全体、調査士業界全体の調和のために二つにするのがいいのか、一つのままで維持した方がいいのかという。そういう運用でやる方がいいのであって、法律上今ここで一つを前提として考へており、一つを相当だからといって将来にわたって一つだとして決めるというのはどうかというふうな考へ方で一つに限るという規定を設けなかった次第でございます。

○橋本敦君 ですから、朝からも議論されているように、基本的にはこの問題はそれぞれの会の自主的な意思を尊重するという立場で対応していくということには変わりないわけですから、それはそれとして、今おっしゃった連合会の意見を聞いて、その上で認可を手続上進めるといふことは、これまた非常に大事ですが、そのことの具体的な保証として、それは局長の答弁にはそうあるんですが、先ほどお話をあつた省令の改正、制定、その中でそれはこれから具体化していただけるわけですか。

○政府委員(批田泰助君) これは大臣のお許しを得なければならぬことでございますけれども、私としてはそういう規定を細則の中に設けるのが相当ではないかという考へ方です。その省令改正の作業を進めたいと思っております。

○橋本敦君 私大変賛成でございます。やっぱりその場合は単位の意見も当然連合会は尊重するでしょうし、そしてその連合会の意見を尊重することがせつかくこの法案で生まれた協会の運営の円滑な方向づけになると思ひますので、大臣にこの際お願いしておきたいと思ひます。局長の御意見を十分御尊重いたしまして大臣としても御処理いただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(嶋崎均君) ただいま民事局長からお話があつた基本的な考へ方、十分その意見を聞いて判断をしていきたいと思ひます。私自身もこの業界、やっぱり単一であるということが非常に望ましいことだといふふうに基本的には思つておるわけでございます。またその運用自体につきましても、民法の三十四条に規定する法人でございますから、我々自身もその設立あるいは運営監督というふうなことに十二分の関心を持つて対処しなければならぬといふようなことでもありますので、十二分そういう方向で検討していきたいと思ひます。

○橋本敦君 時間がなくなりましたので、もうあと二点だけ伺ひます。以外に時間がないように思ひますが、そのまず第一点は、先ほど議論がありました協会の業務の遂行に関連をして、実際の業務を社員あるいは社員以外の会に登録された司法書士の方にどのように仕事をしたいかとか

いう、こういう配分の問題ですね。こういうような配分の問題も含め、それからもう一つは標準報酬規定がこのことによつて下回ることがないようにそれなりの対応が必要でありますから、そういう面についても会員の意見を十分に聞いて今後処理していかなくてはならぬだろう、こう思うのですが、この協会の運営の基本的な重要な事項について今後省令で決めることになる場合、あるいはこの部分を定款で自主的に決めるかという問題、こういう関係はこれはやっぱり両会とそれぞれ慎重に意見を聞き合ひたいと思いますが、まずこの点をお願いしておきたいんですが、いかがですか。

○政府委員(批田助君) 公職法人ができました場合に、その内部的なやり方については一定のルールが必要になってくるということも申し上げるまでもありませんけれども、基本的には自主的に決めたいという趣旨が多かるうと思つたので、省令事項というのには余り出てこないかと思つたんですが、その点も両連合会と相談いたしましたので、省令で取り上げていいものがあればそれは取り上げることにいたしますが、主として定款で定める、あるいは会の会則の中で定めるといふような形で処理をする方向で考えてまいりたいと思つたんですが、十分にその点については両連合会と意見の調整を図つてまいりたい。今でもそろそろそういう話が事務的には進められておりますので、十分に検討してまいりたいと思つた。

それからまた報酬の関係でございますけれども、実は司法書士、調査士の報酬は会則で定められておりますが、これは一般の市民の方から受ける事件を中心として規定されている報酬規定でございます。ところが、公共嘱託の関係につきましては普通の不動産登記法の規定に基づく登記ばかりではございませんで、特殊登記令と呼ばれていて特殊な登記手続のものもございまして、それから非常に大量な事件が一括してという要素がございまして、そういうことから普通の事件を中心とした報酬ではびつたり当てはまらないものがございます。

ます。したがいまして、その登記の事件の種々によりまして合理的な金額を定めていかなければならぬと、現在の会則ではそれは会長の承認を得て決めればよいということにしておるわけでございます。

今度こういうふうな協会ができて、非常に活発になってくるということになりますと、おのづからその公共嘱託における標準報酬額というものが決められなければならないと思いますが、これはまた発注官庁の予算等の事情もございまして、そこは個別の折衝というふうなものが残る余地は十分にありましても、一つの目安になるものはつくつていかざるを得ないだろう。現在でもある程度のものはございまして、それをまた今後はさらに詰めていかなければならぬことだろうと思つたので、私も直接参画すべき事項ではないけれども、私も直接参画する場面もあるかと思つたので、その点については十分配慮してまいりたいと思つた。

○橋本教君 その点に關連をして、せっかく今度の協会ができて以後の公共の嘱託登記の協会への嘱託あるいは申請手続の委託、これが現在非常に低いわけですが、非常に全国的にやっぱり高まつていくように、政府としても関係省庁を含めてそれなりのやっぱり対応と善処をぜひお願いしたいというように思つております。

そこで、最後にこの問題でお聞きしたいことは、会とこの協会の関係であります。それは直接的には十七条の九という規定が設けられまして、司法書士会、あるいは土地家屋調査士会と読みかえてもいいわけですが、「所属の司法書士が社員である協会に対し、その業務の執行に關し、必要な助言をすることができ」と、こうあります。これは私は非常に大事な規定だと思つております。局長が何度もおっしゃる通りに、まさに会員の皆さんがおつくりになり、会全体の発展と、それからそれぞれのやっぱり社会的な職域の確保という点からいっても非常に大事な課題であります。

すから、社員がつくる協会だけでなく、会がこの運営の将来の発展について重大な関心を持ち、また指導助言もなくてはならぬというのは当然だと思つておるんですね。

ところが、この十七条の九の規定で二つ私は明確にしておきたいと思つたところがあるんですが、一つは、連合会が協会に対して指導あるいは助言ということができるといふような趣旨にこの十七条の九は解釈できるのか。それともそれは法務局単位で地方にできるものだから、単位の会が助言できるといふことにとどまつておるようにならぬのか。九は法務省としては解釈されておられるのか。もしそうだとすると、連合会がこの十七条の九の規定の援用として連合会として意見を述べ、また助言をするという機能があつて、それはおかしくないと解釈できるのではないかと思つたんですが、その点はどうかというところが一つですね。

それからもう一つの問題は、この助言の内容ですけれども、これは私は助言とは言つても、現実的にはいわゆる指導、助言と言われるような形で会がこの運営の正しい方向への指導性をお持ちになることは法として認められることではないかと、こう思つたんですが、その二点について御意見伺つて質問を終わります。

○政府委員(批田助君) この十七条の九の規定は、協会も司法書士会も法人としてはいわば独立しているものでございまして、直接に指導という言葉を使うという関係には立たないだろうというところから助言ということにしておるわけでございますけれども、その助言の中にも、これはまあ小言を言う助言もあるというふうに思つております。そして、このような規定を設けましたのは、ただいまおっしゃいましたように、独立した存在ではあるけれども、いわば実質は会員に準ずるようなものであるというふうな実質に着目した助言の規定でございます。

が、連合会の関係から申しますと、これは弁護士連合会とは違ひまして、両方とも日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会でございます。個別のいわば会員は連合会の会員ではない会の集まりでございます。したがいまして、先ほど申しましたように、この協会は単位の会に準ずるような実質だということから申しますと、直接連合会の会員ではないということになります。

そういう意味では連合会が直接個々の協会に対して助言をするという関係には立ちませんけれども、しかし連合会は単位の会に対してその指導、連絡をする地位に立つております。したがいまして、助言をすべき単位会が十分な助言をしないという場合には連合会はその単位会に対してきちんと助言をして、そしてやるべきことをやるようにさせるべきではないかという指導はできるわけでございます。そういう意味で、連合会も協会の運営については無縁な存在ではないし、やはり関心を持って見守つてもらうべき立場だろうと思つた。

なお、この協会は公益法人でございますので、主務官庁の監督権に属しております。それは法務省がその監督権を持っておるわけでございますので、連合会と同時に一般的な意味で協会の何かを、方向を決めたいとか是正をしたいとかということがあれば、法務大臣の方にそういう意味での建言をするというふうなことも十分できる、それによつて法務大臣の職権を発動するということも十分にできるわけでございます。そういう意味で、連合会もこの協会の適正な運営、それから健全な成長というのについては大いに貢献をしてもらいたいというふうに考えております。

○橋本教君 最後に法務大臣に、局長はもう終わりましたので、法務大臣に最後に伺いますが、前回コンピュータ関係の法案が通りまして、今後は登記関係のずっとコンピュータ化を法務局としては十五年にわたつて進めていかれる。そのプロセスの中で不動産登記法等の改正も予定されて

おられる、こういう状況になつてきておられるわけですね。そうなりますと、司法書士会の皆さんのお仕事、あるいは土地家屋調査士の皆さんのお仕事もそれに対応して一層高度の専門性なり、あるいは専門職能の強化なり、こういう方向も自主的に強めていくようにそれぞれ検討を進めていかれておられるんですが、そういう将来の皆さんの職域の中における専門性の強化や、あるいは専門職能の向上ということを、このことを抜きにコンピュータばかり進めるとするのは、私は片手落ちになつてもいかぬと、こう思うんですが、そういうことに視野も置いて、我が国の法務行政全体、登記関係を特に中心とした行政が円滑にいくように、そういう視点で両会とも今後緊密に協議をなさつて行政を進めていただきたいと希望するのでありますが、この点について所見を伺つて質問を終わります。

○国務大臣(嶋崎均君) さきに登記事務のコンピュータ化の問題につきましては皆さん方の御賛同を得まして、もう今月には必ず特別会計法も通過をするだろうというふうに期待をしておるわけでございまして、御協力を大変感謝しておる次第でございます。いずれにしても、司法書士のやつておられる仕事、あるいは土地家屋調査士のやつておられる仕事、あるいは法人化になつていろいろ公共嘱託等について今後その仕事をどうしてうまく確保していくかという問題、いろいろあるわけでございしますが、私は、何とか、コンピュータ化によつてそれらの仕事が直接何か縮小されたりなんかというような時代というのは余り想定をしないでもいいことではないかというふうな思つておるわけでございします。

しかし、いずれにしても、そういう仕事はどうぞ進んでいく過程におきまして、法務省の仕事というのは司法書士会あるいは土地家屋調査士会、あるいはそういう多くの人に支えられて仕事が行なわれている実態というのがあることは私十二分に承知をしておるわけでございまして、今後とも十二分意見を交換し合い、そういう中で

法務行政の着実な進展を図つて国民の権利を保全するような、そういう気持ちで運用していきたいというふうに思つておる次第でございます。

○柳澤錬造君 けさからずっと聞いておりました、大分勉強にもなりましたけれども、ますます何かわからなくなつてきつたところもありまして、私はこの種の問題、これ素人ですから、そういう観点から私なりにいろいろの点、これからお聞きをしてみたいわけですが、

第一には、これはこの法律に関係しませんが、法律を改正するということは、まず何といつてもそれを利用する国民に大きなメリットがある、それから次に、それを適用される人たちにとつてもそれなりのメリットがある、さらには政府にとつても行政上簡素化されてメリットがあるという、そういうものでなくてはいいかと思うんですが、そういう観点から見て、この法改正というのはいいかと思うんですか。一番の法改正をしなくてはならないというねらいはどこに置いておやりにならうと思つておられますかというのをまずお聞きします。

○政府委員(批田勲助君) この改正法案は三つの柱から成り立っております。第一番目が登録移譲の関係をございします。登録移譲の関係につきましても、臨調答申でこの種の登録は民間団体に移譲するようにということがうたわれております。そういう意味では形式的には行政改革の問題に当たろうかと思ひますが、実はこの登録移譲の問題につきましても、私どもの意図としては、要するに役所の側の仕事が減るとかいうような観点ではなくて、司法書士会、調査士会という団体が非常に自主的にまともなやつていく、それによつて司法書士法、調査士法がねらいとしておられるところの会の中身が充実していくところをねらいを置いておるわけでございします。

先ほど来申し上げておりますように、司法書士会、調査士会というのは会員相互がお互いに励まし合い、いさめ合い、そして切磋琢磨して中身を充実していくという、そういう会でございます。

したがいまして、何よりも大事なことは会員が会に対する帰属意識、みんなとの連帯感を持つということが精神的に中心になればならないことでございます。そういう意味で、その登録事務が連合会に移譲されるということによりまして、自分たちが日常やつておるこの仕事をその根拠である司法書士あるいは土地家屋調査士であるというあかしが我々の会それ自体が持つておるのだというところが帰属意識を高めることに非常に大きな作用をするであろうということが私もこのねらいでございます。またそういう観点から両連合会におきましてはかねてから登録移譲を熱望しておられた点であります。

それから、第二番目の公共嘱託の法人化の問題につきましても、これは午前中にも申し上げましたけれども、この法人化をすることによつて公共嘱託登記を司法書士、調査士という専門家が関与しやすくなるという、そういう政策的なねらいでこの法人化を考へておるわけでございしますけれども、この公共嘱託登記が専門家の手に取り扱われることになりまして、それによつて大規模な公共事業というものの法的な成果というものが非常にその登記に早く正確に反映をして権利関係が安定をする。これがごたごたしておりました、土地改良をやつたり区画整理をやつたりしても、あるいは宅地造成をしましても、その成果がいつまでも法的に安定をしないということになつては困るではないか。それからまた、そういうふうな書類が整備をされた事件が出てくるので、非常に事務の混乱が防止できるということ。それから官公署におきましても、いわば民間活力の利用といふことが、民間に事務を移譲しやすくなるというふうなことが出てくるだろう。そういう意味で国民全体あるいは役所、それから両会並びに発注の官公署、それぞれについてもいいという、そういう政策が進められるということがねらいでございます。

それから、第三番目の柱の会則の変更について

の認可事項の整理でございしますけれども、これはまさに行政改革的な発想そのものでございまして、会の自主性を尊重すると同時に官側の方でいけば許可事項を一つでも減らしていく、そういうことがねらいでございます。

そういう意味で、この法律は三本の柱それぞれニュアンスが違ひますけれども、ただいま御質問になりましたような趣旨にのつてでき上がつておるものというふうな考へております。

○柳澤錬造君 利用する側の国民にとつてのメリットというのは今の中には余り出てこなかったわけだけれども、でも一応はお考えになった、特に会員の人の土地家屋調査士という当事者、この人たちの土地家屋調査士という当事者、この人たちのメリットという点について、登録は今の連合会ですか、あそこです済ますという点で、今おっしゃつた帰属意識を強めるといふのはわかつた。同時に、今度は公共嘱託登記で協会をおつくりになるわけですか。それをおやりになるのだけれども、きょうも朝からいろいろ出てるように、今までの司法書士の個人のそういう資格のものと、その協会のものとの関係で盛んにけさからも質問も出ておるうちに、その辺の関係はこれどういうことになるんですか。もちろんよく考えたからおやりになったけれども、もうちょっとそこそこを突っ込んで説明してくれませんか。

○政府委員(批田勲助君) いわゆる公共嘱託登記事件数というのがはつきりした数字はつかまえておられませんけれども、大体年間少なくとも六百万件程度はあるのではないかと、いうふうな想像いたしております。そのうちで、司法書士、調査士の手を経てくる事件が約三十万件でございします。したがって五割でございします。そしてその三十万件のうち、全く純粹に個人として司法書士、調査士が関与しておられるのが約十五万件でございまして、あとの十五万件というのが法人化の前身ともなるべき公共嘱託登記の委員会というのを司法書士会、調査士会がつくつておられます

けれども、その委員会の手を経て処理をされたのが十五万件でございます。いずれにいたしましても九五%の事件は司法書士、調査士の手を経ていないわけでございます。これを今度の法人化というのは、その九五%の事件をなるべく司法書士、調査士の手を経るような方向に誘導していきたいという、そういう政策に基づく措置でございます。

したがって、現に個人でやっておられます十五万件を協会の方に取上げてしまおうといひますか、そういうことをねらっているものではないでございます。協会の運営のやり方につきましては、これは両会ともそうでございますけれども、既存の個人でやっておられる司法書士、調査士の立場、これは尊重していこう、いわば未開拓の分野について発注を受けやすくするという方向に進めていこうということでございますので、したがって、個人でやっておられる分との間の競合関係は理論的にはあり得ようかと思いますが、実際的にはそこは十分に避けるというふうなことで配慮して行われるものと思っております。

○柳澤謙造君 その九五%のところは若干まだ問題があるんですけども、それはまた後回しにいたしまして、この公共嘱託登記司法書士協会あるいは土地家屋調査士協会、どちらもあるんですけども、どういう性格のものですかということと、ざっと私朝から聞いておったんですけども、もう一度改めて説明をしていただきたいんです。

いろいろ官公署の発注する事業施行者が法人でなければいけないのだ、そういうことを規定されておるから、それで公共嘱託登記の事件処理のために支払われるような報酬というものの相手が法人でなければ困るということになっているということ、これは何か調べておりましたら、会計検査院の方からそういう指摘を受けたんというのもあるわけですね。だから、その辺が既に私は発想がおかしいと思うんですよ。司法書士という資格は大体個人なんですよ。それを法律的に認めて、そういうお仕事をさせているわけなんです。

ら、それを仕事をやらせる相手、業者が法人であつて、だからこういう問題の登記についても、それを金払うときに個人の司法書士じゃ困るから、やっぱり法人のそういうものをつくってもらわなければ困るというふうなことを会計監査で言つたとすれば、それはまことに不可解なことなんです。

きょうも会計検査院の方も呼ぼうと思つたけれども、時間も余りなんです。そこまではしなかつたのですが、むしろどういふことからこういう協会をおつくりにならなければいけなかつたんだと、もう何回もなにしておりますから、そのポイントをすばつと書いてくれませんか。

○政府委員(枇杷田義助君) 公共嘱託登記事件にもいろいろなものがございますけれども、多くのものはかなり広範囲な公共事業を行つて、その成果としての土地の形質の変更に伴うところの表示の登記、あるいは権利の移転、創設に伴う権利の登記というものが集中的に出てくるわけでございます。しかも、それを一括して処理をしなければならぬというものが多くございまして、そういうものを処理するためには、一人の司法書士あるいは調査士では処理し切れないというものが多くございまして、したがって、これを受ける場合には数人あるいは数十人が共同してやらなければならぬという実態があるわけなんです。現在でも個人個人の扱つております事件というものはわりかた小規模なものが多くございまして、これも委員会の手を経て受けております公共嘱託登記は、今申し上げましたような非常に集团的な事件が多いわけでございます。そのために受託団という団体をいわば申し合はせたいにこしらへまして、そしてそれがまとめて受けるという、そういうことでございまして、

しかしながら、法律的にはその受ける場合の契約の仕方と申しますと個人受注的な形になります。あるいはいろいろな形があるわけでございまして、受託団の代表者個人が契約の名義人になっているという場合もありますし、それから

受託団の全員が共同受注者として名前を連ねるという形になっているものもあります。そういう形で発注官庁と話をしておるわけでございます。いまして、それが約十五万件あるわけでございますけれども、ただ、そういういわば何人かの者が集团的に行動して、そして全体として責任を負うという形でございます。もともとこれは法人的に一体として法人として受けるという形の方が非常に理解がしやすい、発注者側としては理解がしやすいし、また責任の負い方としてもはつきりするわけでございます。

民法的に申しますと、数人の当事者がいる場合には原則的に可分債務か不可分債務かによつて違ひますけれども、何か非常にばらばらなことになるわけなんです。ところが、発注側からしますと、一つのまとまつた事業の成果をまとめて処理をしてもらいたいというときに、数人の名前で共同受注をしたという場合に、おくれたりなんかしたときに、だれにどの部分を催促していいのかわからないことも不安定だといふふうな要素があるわけなんです。それにもう一つは、会計法規と申うとまたありますけれども、会計上のそういう問題もありまして、そういう意味から法人化ができないものであろうかと。また司法書士会、調査士会の方も、現在受託団で数人あるいは数十人の者がまとまつていて、その実態そのものを法人格にする場合には、まさにそれは司法書士、調査士そのものなんだから、だから資格の問題というところは実質的には問題にならないじゃないかという面から、何とか法人格を与えるような方向で考えてほしいというふうな要望がかねてからあるわけでございます。

それで、衆議院の法務委員会では、そういうふうな問題をとりまいて、法人化とはおっしゃつておられませんが、そういう隘路を何とか打開して司法書士、調査士の受け入れるような推進策を講じようというふうなことを先般の司法書士法、調査士法の改正の際の附帯決議でもつけておられるわけでございます。それを受けまして、

法人格を付与する場合にどういふ形のものがいかにということから事が始まつたわけでございます。

いろいろな方法がございまして、結局公共事業について関与して、そしてその公共事業の成果を法律的に安定させるということに寄与するものであるから、公益法人としての公共性、公益性というものはその法人に認められるのではないかと、しかも、それを法人自体がもうけるというふうなことでなく、個々の仕事に關与する受託団の構成員に当たるような者が實際上の仕事をして、そこに報酬が流れていくということであるから、したがって法律的な意味での営利法人でもないというふうなことで、その公益法人、民法三十四条の規定による法人というのが一番おさまりのいいやり方ではないかという結論になつて、このような性格の法人としてこの法案ができたという次第になるわけでございます。

○柳澤謙造君 その今の受託団のところも、これも後へ残しておいて、またその辺もうちょっと突っ込みたいと思つて、公共嘱託登記事件というものが今お話あつたように大量だとかあるいは契約金額が大きいから、ともう一司法書士では手に負えない、そこで、そういう点でもってこういうことを考えたんだということになるんだけれども、私はそういうことが司法書士の資格の否定にならないんですかということなんです。民間だつて相当大きな契約金額の工事もあることだし、官公署だからといって小さいものもあるわけでしょう。

これはきのう資料をいただいたんですけども、毎年司法書士試験あるいは土地家屋調査士の試験、この過去十年間の資料を見ますと、司法書士の方は試験を受けて合格者というのが一番高い昭和五十年で三・七%、一番低い五十四年度が一・八%です。十年間平均で二・三%しか合格して資格をもらつてない。土地家屋調査士の方も一番高いところで昭和五十一年度の三・一%、低いところでは五十五年の二・五%ですから、平均し

て二・九％。ということは局長、これ単純な計算で適當ではないけれども、司法書士になろうと思つて勉強して試験を受ける。一番なにの形とつていったらば、二・三％しか合格しないというならば五十年近くかかるということでしょう。そんなことをやっていたら一生終わっちゃうわけでしょう。

だから、受かる人は早く受かつていつて、幾らやつていてもだめな人は、あるいは新しくどんと出でてくる人もいるということにはなつていんだらうと思うけれども、私が言いたいのは、これほど厳しい試験をやつて、お医者さんの試験がどうだこうだと言われたつて、こんなことはないわけですよ。こんな合格率の少ないと言つたらいいのかわかりませんが、二％や三％しか合格させないという。だから、言うならそれは司法書士というものは權威が高いのじゃないんですか。またそれだけの權威を持たせてこそ、こういう仕事をしてもらつてくれるんですよ。それで保証してその資格を与えているんだと。それが契約金額が大きいからとて司法書士、あれじゃ手に負えないんだとか何とかというふうな判断がどうして私は出てくるだらうか。

もしそういうことから言うならば、一級司法書士、二級司法書士ぐらゐにもう少しランクつて、ある程度経験古くなつたらこゝで一級の資格にしてやる。それで大きな仕事はその一級の司法書士なり家屋調査士なりがやるんだ。それから二級はもうこれ以上の大きなものは手をつけちゃいけない。それで一級司法書士になつたならば、弁護士のなにかないけれども、そこへ何人かまゝまつてそうして合同事務所みたいにしてやつてよろしいとやつておけば何でもない。問題解決するわけなんです。

だからその辺が、かなり權威を持たせて司法書士という資格を与えている皆さん方が、みずからその司法書士の資格というものを否定されるようなことを今なさっているんじゃないですかという

ことなんです。いかがですか。
○政府委員(枇杷田榮助君) 御指摘のように司法書士、土地家屋調査士の試験はなかなか厳しい試験でございまして、そういう意味ではかなり厳選された質の高い、社会的な地位も高い存在というふうなことが言えようかと思いますが、この協会に司法書士業務あるいは土地家屋調査士業務を行わせることにしたということがそういうことと矛盾する、あるいはそれを否定するような事柄にはつながらないと思ひます。

と申しますのは、なるほど御指摘のように司法書士とか土地家屋調査士とかという資格は非常に重いものでございまして、これは個人に特別な条件のもとに与えられるものでございまして、それを試験も受けない、何にもしない協会というふうな存在に司法書士あるいは土地家屋調査士の仕事をさせるということは、これは従来の考え方からすればまずこの司法書士制度、調査士制度からすれば異質なものが入つてくることには間違ひございしません。その点は御指摘のとおりだろつと思ひます。しかし、異質なものではありますけれども、実質的には従来からの司法書士、調査士制度というものと調和するといひますか、それと矛盾しないような形で法人をつくつていくべきだという意味で工夫をされていくところでございまして、そういう意味では、先ほど来申し上げましたように、この協会は早く申しますと司法書士集団あるいは土地家屋調査士集団を、それを協会として法人格を与えているものでございまして、したがひまして、先ほど来御指摘のようなそういう地位の高いと申しますか、法律的な評価の高いものの、それを低からしめるという結果にはならないのであつて、実質的にはむしろ大勢の者が集まつて、力を合せてそういう公共福祉登記を処理するといふことでございまして、この協会はむしろ司法書士そのもの、調査士そのものなんだといふことで評価ができればよいと思ひます。そういう意味では、形の上では異質なものではございませうけれども、実質的には決して異質なもの

のを取り込んでいくということにはならない、したがつて制度上の矛盾は生じないといふ、そういうことでございまして。またそういうものでなければいけないといふことで、この法律をつくる際にいろいろな点で工夫をしておるところでございまして、兩連合会におきましてもそういう先生今の御指摘のような矛盾は感じておられないところだと思ひます。

○柳澤謙造君 じゃ、そういうふうな理解をして、そして次に進んでいきたいんですけれども、さつきも、できればみんな協会に入つてくれたら一番いいんだとおっしゃつておつた。だけれども、その協会には司法書士の資格のない理事さんもおつたり、それから事務職員が置かれるわけだけれども、この人たちは司法書士の業務を扱つてはいけないといふことは明確になつていくわけでしょう。

○政府委員(枇杷田榮助君) 協会には場合によつては司法書士あるいは土地家屋調査士でない理事が出てくることも法律的には可能でございまして。またそれから、事務をやりまします以上は庶務的な仕事をするための職員はこれは当然置かれるといふことが原則だろつと思ひます。そういう人たちにつきましては、これは十九条の規定の司法書士会に入会している司法書士あるいは土地家屋調査士に入会している土地家屋調査士ではございませうから、その公共福祉登記の取り扱いそのものをすることは許されていらないことになつてます。

○柳澤謙造君 それからも一つはつきり確認しておきたいことは、この公共福祉協会の方の運営についてですけれども、これも施行規則の十八条で、司法書士が協会の理事になつても登記業務は協会ではできないといふことでしょ。そのお仕事をなさるときは自分の事務所へ行つてやるんだといふことですね。そこはつきりさせてください。

ざいませうけれども、先ほど御説明申し上げましたように、理事がこの協会が受注をした事件について具体的な事務処理をするのに二つの形態がある。一つは、ほかの会員と同じように配分を受けて事務処理をする場合と、それから例外的に業務執行として直轄にやるという場合とがあるわけであつて、その後者の場合はこれは論理的にあり得るというだけであつて、実際上はまずないと思ひますけれども、前者の場合には、ただいま御指摘のように自分の事務所であるのが本則でございましてけれども、後者の場合はこれは自分の事務所であるかどうかにあつては疑問であつて、協会の事務所であることがあつては許されるということになるかと思ひます。ただ、それは論理的にあり得るというだけで、実際上はまずそういうことはないといふふうな考へておられます。

○柳澤謙造君 実際にはないならば、論理的にもないこととして整理をしておかないと、また局長がこういうことを言つたんでないか、こゝではどうやつてわかつていますが、地方へ行つて、とんでもないところへ行つたら、参議院の法務委員会でも局長はこういう答弁をしておつたんだといふことを逆利用されたりして、また局長御自身に御迷惑がかかるようなことになるから、そういうことはないんだ、いけないんだとちやんとはつきり言つておいてください。

そうでないと司法書士が協会からお金をもらうことになつてますね。だから、そういうこともあつちやいけないんでしょ。金もらうといふことになつちやたら、司法書士がほかの司法書士のところへ行つて金もらうことも成り立つようなことになつちやうのであつて、あくまでも自分の事務所仕事をせよ、その自分の事務所仕事したことでよつて、その相手の委託された者から手数料といふか、もらうといふか、それしかないといふことであつて、協会の理事といふ役職を持つたことによつて協会がくれればこれは別ですけれども、司法書士の仕事においては協会からは一銭ももら

うことはあり得ないんだという、その点どうなんですか。はっきりしておいた方がいいと思うんだけれども。

○政府委員(批田田助君) 配分規定によりまして、理事が一司法書士としての仕事の配分を受けてやる場合には司法書士としての報酬をもらえてのこととは当然であります。理事として、協会の業務執行としてやる場合には、いわば普通の民間会社の社長さんか専務取締役が自分の会社の商業登記を本人申請をするという作業をするようなことと全く同じことになるわけです。その場合には司法書士としての報酬を取るわけにはいかない。ただ、協会内部における業務執行をするという、役員としての報酬の中にそれが含まれるかどうかという問題は残ります。司法書士としての報酬の次の問題ではないというふうに思います。

○柳澤謙造君 時間ないけれども、もう一回簡潔に言っておく。司法書士が理事になって役員になっておいても、司法書士としての仕事をするとときには自分の事務所である。協会ではやらない。したがって司法書士の仕事で協会からお金をもらうことは、そういう理解でよろしいでしょうか。

○政府委員(批田田助君) 司法書士として自分の事務所で行った場合には、これは協会から報酬はもらうわけですが、理事の業務執行として協会で行った場合には司法書士の報酬の問題は全く生じないということになるかと思えます。

○柳澤謙造君 どうして回りくどくそう言っているのか。私に言ったとおり、そのとおりでと言わないんですか。

それから、この辺もうちょっと整理しておきたい。今は協会は一つだろと。先ほどのお話しと聞いてみると、事務局の中に一つという形だから、将来はそれが二つになるか三つになるかわからぬ。そのことが今法律で一つでなければいかぬという規制をすることもいかなものかという御答弁をなさっていただけるといいけれども、もう

一回よくなすってください。局長自身は、できれば司法書士が全員一〇〇%そこに入っちゃってくらから一番問題がないんです。そうしたらこの司法書士会も協会も同じようなものになっちゃうから、そこでまた起きないし、うまくいくんだ、こう言われたわけなんです。だから、そういうふうな将来的な理想まで考えるならば、なおのこと、それは一つで事足りるということになると思うんです。それで、さっきの受託のこと、これはまた後にしましてやりますけれども、だからその辺の点は当面はもう一つしか考えてないんだというふうにしていただく方がよろしいと思うんだけれども、いかがですか。

○政府委員(批田田助君) 私も当面は一つのものだというふうに思います。それから理論的には二つになるということもあるだろうけれども、それはまた非常に特殊な事態が生じた場合のことだろうというふうに考えております。

○柳澤謙造君 それから、さっきも数字が出たんだけれども、もう一回少し前にさかのぼって、いわゆる公共嘱託登記事件とそれから一般登記事件、この数量、それからその比率という割合がどんな状態になっているかということ、それから公共嘱託登記事件の中で司法書士なり土地家屋調査士なりが関与しているというのを、できれば昭和五十年、五十五年、それから一番新しいので把握したところの数字と、その辺で並べて御説明をいただきたいんです。

○政府委員(批田田助君) 登記の総事件数というものは年々若干ふえつつあるわけですが、これも、司法書士、調査士が関与するという事件はこれはそれほど大きな変動はございませんが、十年前の昭和五十年、五十二年当時は司法書士が扱っておりましたのが総事件数のうちの五三%ないし五五%でございます。それから最近の五十八年、五十九年では司法書士の扱っておりました事件が四五%程度でございますので、構成比的には減っております。調査士の方の処理事件数は昭和五十年、五十一年当時におきまして一%から一

二%でございます。現在も、五十七年、五十八年も大体一%前後でございますので、構成比的には変わっておりません。

この司法書士、調査士が扱っております事件以外の事件が十年前には約三分の一、それからごく最近では四〇%をちょっと超えるという比率になっておりますけれども、この中は大半は公共嘱託登記事件だろと思いますが、そのほかにも一般市民の方々が本人で処理をされるというふうな事件もまざっているように思います。

○柳澤謙造君 それは後で資料いただけますか。それから次に、これも若干前からも出ていることですが、司法書士は過半数でなくてはならない。全員じゃないわけですね。本来ならば司法書士が全部入ってこれたら一番いいんだと局長がおっしゃられるように、だったら、入った社員の中からみんなでもって互選で理事を選ばれるということになったら私はもっといいと思うんだ。だから、そういう意味に立てば、理事も過半数なんて言わないで、社員の中から選べとやっておいたらいいことだと思いませんか。なまはるか過半数なんて言っておるから、やっぱりそういうものをつくって法務省の退職お役人の天下りの受け皿づくりをやっているんだということに見られるわけなんです。

だからその辺、もちろん法務省のそういう方々の中に適当な人がおいて、そういうところへつくることが決して悪いわけじゃないけれども、いわゆる、いうところのお役人の天下りのなそういうものを考えている人でもありません、そういう受け皿づくりでもございません、そういうふうなことの疑いの眼でもって見られるようなことは絶対いたしませんというのを、これは局長より私も、大臣の方からこの場でもって明確にやっぱり国民に向かって言明しておいた方がいいと思

うんですが、いかがですか。

○国務大臣(鳩山均君) 私の方はそういうことを全く考えていないと明確にそう申し上げておきます。

それから、過半数を超えるというのは、いろいろなことがあるわけですが、どうして専門的な知識にたけておられる司法書士あるいは土地家屋調査士の皆さん方、これは全員配置で仕事をやるというののも一つの手段だろうと思

う。しかし逆に仕事をどうしてふやすかというところがやっぱり基本的な大切なことですから、そういう意味での配慮というものはある程度やっただ方が、かえって仕事を伸ばす意味で重要なというふうなこともあり得るのだろと思ふんです。そういう判断は私たちがとかく言うべきことじゃないので、それぞれその会でお決めになって整理をされたいことだというふうに思っています。

○柳澤謙造君 それから、協会の方が受けた場合に、いわゆるさっきもどなたか言った標準報酬、この関係がどうなるかということとして、それでやっぱり協会の方がなんだから官公署の関係で割合に仕事がとりやすい。それから官公署の方は今度はお役所ですから、予算が制限されている。とでもそれだけのものを払えないからと言って何だかんだ値引きをされる。もうしょうがないから、じゃ、それを認めようというふうになっている

と。

そういう場合でもって協会の方がそういうぐあい値を下げてしまおうと今度は個人の司法書士のやっている方が影響を受けるわけですから、だからその辺で標準報酬という規定がどういうふうになつてどういう決方をされているのか。それから個人の司法書士の方の値段とその協会の方の値段との関係がその辺がどういふことになつてやうのか。そういうふうな協会の方が下がっちゃうようなことになるのかどうか、その辺を少し説明してくれませんか。

○政府委員(批田田助君) 協会が官公署から受注した場合は報酬も、これはある程度標準的なものがあつた方がぐあいがいいだろうとは思いますが、しかし相手のあることではございますので、硬直化した一定の金額でということとはなかなか難しかろうと思ひます。そういう意味で現在でも両連

午後四時十七分散会

合会で行つております公共嘱託登記の連合会において、いわばその標準的なものを決めて各單位会の方でも参考にしようというふうでありますので、これからの協会の活動に際しては、標準的な報酬額というものをどういうふうにして決めたいかというところは大事な問題だと思ひます。殊に先ほども申し上げましたけれども、一般の個人としての司法書士が公共嘱託登記を受けているというものを、いわば競争するような意味で値下げをするというふうなことがあつてはいけなからうと思ひます。

ただ、一般的に申しますと、この協会はそれ自体事務費を必要といたしますので、実際に取り扱います司法書士に行く報酬にその事務経費を若干プラスする、あるいは将来のいろいろな損害賠償に備えろとかというふうな意味も込めました資産づくりをする必要がありまゝです、そういう個々の司法書士の収入になるものに若干上乗せをした金額でないと、協会は営利法人ではありませんけれども、経営が成り立たないということになりますので、そういう意味では個々の司法書士が受けている報酬よりは少し多目のものでないと引き合えないということになりますので、そういう意味でも個人の司法書士、調査士の人の事件を値下げによつてとつてくるというふうな関係には立たないものだといふに想像いたしておりますが、なおそういう御指摘のような面をも配慮いたしまして、実際上の運営はしかるべくやりたい、そういうことがむしろ会の助言すべき事柄でもあるだらうといふふうに理解をいたしておるところでございます。

○柳澤謙造君 時間になりましたから、もう終わります。
○委員長(大川清幸君) 本案に対する質疑は、本日はこの程度といたします。
次回の委員会は五月三十日午前十時に開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

五月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、スパイ防止のための法律制定に関する請願(第六〇六一号)

一、外国人登録法の抜本的改正に関する請願(第六三八五号)(第六三八七号)(第六三八八号)(第六三八九号)(第六三九〇号)(第六四四一号)(第六四四二号)(第六四四三号)(第六四四四号)(第六四四五号)(第六四四六号)(第六四四七号)(第六四四八号)(第六四四九号)(第六四六〇号)(第六四六一号)(第六四六二号)

一、スパイ防止のための法律制定に関する請願(第六五一二号)

一、外国人登録法の抜本的改正に関する請願(第六五一〇号)(第六五二二号)(第六五二五号)

第六〇六一号 昭和六十年五月十日受理
スパイ防止のための法律制定に関する請願
請願者 高知県中村市大橋通一ノ二、一六八ノ一 土森正典
紹介議員 林 道君
この請願の趣旨は、第三三六一号と同じである。

第六三八五号 昭和六十年五月十六日受理
外国人登録法の抜本的改正に関する請願
請願者 埼玉県草加市金明町 草野進一
外千九百九十九名
紹介議員 久保田真苗君
外国人登録法は、指紋押なつ、登録証明書の常時携帯義務等を刑罰で強要するなど、在日朝鮮人を犯罪人扱いするもので抜本的に改正すべきである。つては、外国人登録法の改正にあつては、次の事項について実現を図られたい。

一、指紋登録制度を廃止すること。
二、登録証明書の常時携帯義務制度を廃止すること。

と。
三、刑罰制度を廃止すること。

理由
外国人登録法は、在日朝鮮人を差別し、抑圧する目的でつくられ、現にその目的にそつて使われている。このことは、同法が犯罪人からとされる指紋の登録や登録証明書の常時携帯義務等各種の義務を刑罰をもつて強要していること、また、同法制定以来今日まで、きつな違反を口実に、在日朝鮮人のうち五十二万五千人以上が検挙され、厳しい取調べを受けて、懲役、罰金等に処せられていることからも明らかである。今日、外国人登録法の改正を求める世論は高まつており、既に多くの地方議会、更には全国市長会などが決議、要望書等を採択している。在日朝鮮人は独立国家の在外公民であり、また、他の一般外国人とは異なる特殊な歴史的事情を有し、合法的に日本に在留している。このような実情を無視して在日朝鮮人の人権を侵害する外国人登録法は、基本的な人権の保障を強く求める国際的潮流に逆行するものである。日本国憲法や国際人権規約の基本理念に照らし、長期にわたつて日本に在留する朝鮮人の基本的人権を保障する方向で外国人登録法を改正すべきである。

第六三八七号 昭和六十年五月十六日受理
外国人登録法の抜本的改正に関する請願
請願者 徳島県麻植郡美郷村古井二四五和泉正治 外千六百八十七名
紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第六三八五号と同じである。

第六三八八号 昭和六十年五月十六日受理
外国人登録法の抜本的改正に関する請願
請願者 埼玉県浦和市南浦和二一九ノ一 三 西原明憲 外千九百九十九名
紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第六三八五号と同じである。

この請願の趣旨は、第六三八五号と同じである。

第六三八九号 昭和六十年五月十六日受理
外国人登録法の抜本的改正に関する請願
請願者 滋賀県八日市市清水一ノ五ノ二 小沢ふさ 外千九百九十六名
紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第六三八五号と同じである。

第六三九〇号 昭和六十年五月十六日受理
外国人登録法の抜本的改正に関する請願
請願者 埼玉県浦和市大間木一、六四八川上善次 外千九百九十九名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第六三八五号と同じである。

第六四五一号 昭和六十年五月十六日受理
外国人登録法の抜本的改正に関する請願
請願者 滋賀県彦根市原町六〇〇ノ三〇 三輪まさ江 外千九百九十二名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第六三八五号と同じである。

第六四五二号 昭和六十年五月十六日受理
外国人登録法の抜本的改正に関する請願
請願者 岩手県北上市二子町秋子沢六九ノ二九 多田義則 外千九百二十九名
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第六三八五号と同じである。

第六四五四号 昭和六十年五月十六日受理
外国人登録法の抜本的改正に関する請願
請願者 広島県府中市高木町一、三二五
掛江佳代 外千九百九十九名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第六三八五号と同じである。

第六四五五号 昭和六十年五月十六日受理
外国人登録法の抜本的改正に関する請願
請願者 愛知県豊川市小田渕町二ノ六九
渡辺貞子 外千八百五十五名
紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第六三八五号と同じである。

第六四五六号 昭和六十年五月十六日受理
外国人登録法の抜本的改正に関する請願
請願者 東京都練馬区西大泉四ノ一〇ノ一
五ノ二〇二 石岡隆 外千九百五十五名
紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第六三八五号と同じである。

第六四五七号 昭和六十年五月十六日受理
外国人登録法の抜本的改正に関する請願
請願者 岩手県一関市豊町五ノ一 児玉進
外千九百五十九名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第六三八五号と同じである。

第六四五八号 昭和六十年五月十六日受理
外国人登録法の抜本的改正に関する請願
請願者 岡山市国富二ノ一〇ノ一八 萩原
安子 外千九百九十九名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第六三八五号と同じである。

第六四五九号 昭和六十年五月十六日受理
外国人登録法の抜本的改正に関する請願
外国人登録法の抜本的改正に関する請願

請願者 佐賀市兵庫町若宮六四九 後藤ス
マ 外千九百九十九名
紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第六三八五号と同じである。

第六四六〇号 昭和六十年五月十六日受理
外国人登録法の抜本的改正に関する請願
請願者 大阪市住之江区新北島五ノ三ノ四
四ノ一〇三 神田国治 外千九百九十九名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第六三八五号と同じである。

第六四六一号 昭和六十年五月十六日受理
外国人登録法の抜本的改正に関する請願
請願者 沖縄県那覇市寄宮二ノ二三ノ一四
群島袋朝信 外千六百六十六名
紹介議員 山田 譲君
この請願の趣旨は、第六三八五号と同じである。

第六四六二号 昭和六十年五月十六日受理
外国人登録法の抜本的改正に関する請願
請願者 奈良県桜井市外山五〇 安田星芝
外千七百四十三名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第六三八五号と同じである。

第六五一二号 昭和六十年五月十六日受理
スパイ防止のための法律制定に関する請願
請願者 大阪市西成区山王二ノ四ノ一〇
高橋三欣
紹介議員 中山 太郎君
この請願の趣旨は、第三三六一号と同じである。

第六五二〇号 昭和六十年五月十六日受理
外国人登録法の抜本的改正に関する請願
請願者 岡山県倉敷市水島東弥生町六ノ二
三 楠澄夫 外千九百九十九名

紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第六三八五号と同じである。

第六五二二号 昭和六十年五月十六日受理
外国人登録法の抜本的改正に関する請願
請願者 兵庫県高砂市高砂町清水町一、四
五二 玉田信夫 外千六百七十七名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第六三八五号と同じである。

第六五二五号 昭和六十年五月十六日受理
外国人登録法の抜本的改正に関する請願
請願者 北海道旭川市五条西六丁目 久慈
貴恵子 外千九百九十三名
紹介議員 塩出 啓典君
この請願の趣旨は、第六三八五号と同じである。

昭和六十年六月七日印刷

昭和六十年六月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C